

第4章 計画の基本的方向

4.1. 計画の基本方針

三鷹市基本構想では、【平和の希求、人権の尊重、自治の推進を基調とした「あすへのまち三鷹」】をまちづくりの基本目標としています。この中で「高環境・高福祉のまちづくり」を政策の柱としており、「高環境のまちづくり」として災害に強く、快適で活力があり、人と環境が調和した緑と水の公園都市をつくるものとしています。

これまでも下水道は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質の保全、浸水被害の防除など、安全で快適なまちづくりに貢献してきました。

今後も安定した下水道サービスと健全な下水道経営のもと、高環境のまち「緑と水の公園都市」の実現に向けて、さらなるサービスの質の向上と良好な生活環境の保全・創出に取り組んでいくこととし、本計画の基本方針を次のとおりとします。

基本方針1	持続可能な下水道
	<p>施設の老朽化が進む一方で、人口減少等による減収により厳しい事業経営が見込まれるなか、持続可能な下水道を構築し、安定した下水道サービスを提供していきます。</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 予防保全型の維持管理や施設、設備の長寿命化を推進し、適正な施設の維持管理に取り組みます。➤ 単独処理区の流域下水道への編入の事業化に向けて取り組みを推進します。➤ 経営分析を行いながら、定期的の使用料の検証、見直しを行い、健全な下水道経営を推進します。➤ 広域化・共同化による事業や公民連携手法等の研究など協働の取り組みを推進し、効率的な事業運営を目指します。
	<p>(主な事業・施策)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 下水道施設の老朽化対策・ 広域化・共同化(流域下水道への編入等)の推進、公民連携等の研究と活用・ 経営基盤の強化(下水道使用料の適正化検討)
基本方針2	災害に強い下水道
	<p>気候変動に伴い強化する豪雨への対応や震災時にも継続して下水道が使用できるよう災害に強い下水道の整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 気候変動による影響を踏まえ、総合的な治水対策により、都市型水害対策を行います。➤ 震災時にも継続して使用可能な下水道をめざし、下水道施設の災害対策整備を進めます。
	<p>(主な事業・施策)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 内水対策の推進・ 管路の耐震確認・ 雨水流出抑制型の下水道への転換
基本方針3	良好な環境に貢献する下水道
	<p>健全な水循環の再生や環境負荷の軽減など、良好な環境に貢献する下水道を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 適正な処理水質の維持や雨水の地下浸透を推進するなど、循環・共生のまちづくりに対応する下水道を目指します。
	<p>(主な事業・施策)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 雨水の地下浸透(雨水浸透施設の設置の推進)の推進・ 適正な処理水質の維持、管理

4.2. 計画の体系

持続可能な 下水道	老朽化対策 下水道施設の	適正な施設の 維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 予防保全の推進 施設、設備の長寿命化(計画的な改築、更新) 	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な点検調査の実施 計画的な補修、修繕の実施 管路の計画的な改築、更新 東部水再生センターの延命化 ポンプ場施設、設備の計画的な改築、更新
		下水道の再編	<ul style="list-style-type: none"> 東部処理区の流域下水道への編入の推進 下水道計画の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 流域下水道編入に向けた協議、調整の推進 流域下水道編入に伴う施設の整備、改築 流域下水道編入に伴う下水道計画の見直し 東京外かく環状道路に伴う下水道系統の見直し
	経営基盤の強化	健全な 下水道経営 の推進	<ul style="list-style-type: none"> 使用料の適正化 コスト削減の取り組みの強化 経営基盤の強化、推進体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 使用料の定期的な検証、見直し 効率的な改築、更生工法の導入 予防保全の推進【再掲】 施設設備の長寿命化【再掲】 公営企業会計の運用 下水道事業審議会の運営
		協働の取り組み の推進	<ul style="list-style-type: none"> 連携の拡充、強化 効率的かつ効果的な事業運営 	<ul style="list-style-type: none"> 広報、情報提供の充実 下水道を理解する機会の充実 市民、事業者との連携の強化 公民連携等の研究と活用 広域化・共同化の推進
災害に強い 下水道	都市型水害対策 の推進	分流区域の雨水管整備等	<ul style="list-style-type: none"> 分流区域の雨水管整備 雨水貯留及び雨水浸透施設の設置の推進 内水対策の推進 河川改修の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 分流区域の雨水管整備 止水板設置工事助成事業 広報活動の充実 雨水浸透ますの設置の推進 雨水浸透施設設置の要請、指導 東京都豪雨対策基本方針に基づく内水対策の推進 河川改修の促進と連携の強化
		下水道地震対策 の推進	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の耐震化 危機管理体制の充実、強化 	<ul style="list-style-type: none"> 防災拠点周辺の下水道施設の耐震化 管路の耐震確認 東部水再生センター等の災害対策の推進 陶製取付管の管種変更の推進 東京都との連携強化 関係団体等との連携強化 下水道台帳等のデータのバックアップ 下水道BCPの訓練
		資源循環型社会 の構築	資源循環の形成	<ul style="list-style-type: none"> 雨水の地下浸透の推進(雨水浸透施設の設置の推進【再掲】) 適正な処理水質の維持
合流式下水道 の改善			合流改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> 分流区域の雨水管整備【再掲】 モニタリングの実施 雨水浸透施設の設置の推進【再掲】

4.3. 計画の取り組み概要

基本的な視点と課題

安定した下水道サービスの提供に向けて

更新期の到来への対応

- ・適正な維持管理の実施
- ・計画的な改築、更新の実施
- ・流域下水道への編入の促進

災害に強い下水道の推進

- ・都市型水害対策整備の推進
- ・下水道地震対策整備の推進

良好な環境の創出

- ・合流式下水道改善の推進
- ・雨水の地下浸透の推進

健全な下水道経営に向けて

効率的かつ効果的な事業運営

- ・事業の平準化
- ・ライフサイクルコストの最小化

計画的な事業展開

- ・事業の重点化
- ・計画の明確化

収支バランスのとれた財政運営

- ・利用者負担の適正化
- ・財政運営等の明確化・透明化

基本方針

持続可能な下水道

災害に強い下水道

良好な環境に貢献する下水道

主な事業・施策

下水道施設の老朽化対策

◆予防保全の推進

- ・計画的な点検調査の実施 ・計画的な補修、修繕の実施

◆施設、設備の長寿命化(計画的な改築、更新)

- ・管路の計画的な改築、更新
- ・東部水再生センターの延命化
- ・ポンプ場施設、設備の計画的な改築、更新

◆東部処理区の流域下水道への編入の推進

- ・流域下水道編入に向けた協議、調整の推進 等

◆下水道計画の見直し

- ・流域下水道編入に伴う下水道計画の見直し
- ・東京外かく環状道路に伴う下水道系統の見直し

都市型水害対策の推進

◆分流区域の雨水管整備等

- ・分流区域の雨水管整備 ・止水板設置工事助成事業 ・広報活動の充実

◆雨水貯留及び雨水浸透施設の設置の推進

- ・雨水浸透ますの設置の推進 ・雨水浸透施設設置の要請、指導

◆内水対策の推進

- ・東京都豪雨対策基本方針に基づく内水対策の推進

◆河川改修の促進

- ・河川改修の促進と連携の強化

経営基盤の強化

◆使用料の適正化

- ・使用料の定期的な検証、見直し

◆コスト削減の取り組みの強化

- ・効率的な改築、更生工法の導入 等

◆経営基盤の強化、推進体制の整備

- ・公営企業会計の運用 ・下水道事業審議会の運営

◆効率的かつ効果的な事業運営

- ・公民連携等の研究と活用
- ・広域化・共同化の推進

◆連携の拡充、強化

- ・広報、情報提供の充実 等

下水道地震対策の推進

◆下水道施設の耐震化

- ・管路の耐震確認
- ・東部水再生センターの災害対策の推進 等

◆危機管理体制の充実、強化

- ・東京都との連携強化
- ・関係団体等との連携強化 等

良好な環境に貢献する下水道

◆資源循環の形成

- ・雨水浸透施設の設置の推進【再掲】
- ・適正な処理水質の維持

◆合流改善の推進

- ・分流区域の雨水管整備【再掲】
- ・モニタリングの実施 等

第5章 主な事業・施策の内容

5.1. 主要な取り組みの抽出

計画の背景となる社会状況や下水道の課題などを踏まえ、経営戦略期間に重点的に取り組んでいく事業を次のとおり設定します。

【重点事業】

- ① 下水道施設の老朽化対策
- ② 都市型水害対策の推進
- ③ 経営基盤の強化

5.2. 目標指標

主な事業・施策の進捗状況を把握し、事業効果を検証するため各事業・施策について目標指標を設定します。

① 下水道施設の老朽化対策

ストックマネジメント計画に基づき、管路を計画的に調査し、必要に応じて対策を行います。

指標	実績値 (令和4(2022)年度末)	目標値 (令和9(2027)年度末)
管路の長寿命化(管更生工事)	506m	1,250m

※点検・調査を基に過去の実績等を考慮して算出。目標値は第5次三鷹市基本計画と同数値とする。

② 都市型水害対策の推進

都市型水害対策として、雨水浸透ます等の設置を促進します。

指標	実績値 (令和4(2022)年度末)	目標値 (令和9(2027)年度末)
雨水浸透ますの設置数	80,153個	87,500個

※過去の実績等を考慮して算出。目標値は第5次三鷹市基本計画と同数値とする。

③ 経営基盤の強化

負担区分の原則に基づき、汚水処理に係る経費については、令和15(2033)年度を目途に使用料で賄えるようにします。

指標	実績値 (令和5(2023)年度末)	目標値 (令和9(2027)年度末)
経費回収率	94.5%	95.0%

※直近の経費回収率及び今後の見通しを考慮して設定。

5.3. 下水道施設の老朽化対策

【基本的な取り組みの方向】

- 予防保全型の維持管理や施設、設備の長寿命化を推進し、適正な施設の維持管理に取組みます。
- 単独処理区の流域下水道への編入の事業化に向けて取組みを推進します。

◇ 計画的な改築、更新の実施

更新期を迎える施設の増大に伴い、多くの建設投資が必要となってくることから、ライフサイクルコストの最小化と事業の平準化を図るため、維持管理・改築・更新を一体的に捉えたストックマネジメント手法を活用した計画を策定し、計画的な改築・更新を進めます。

◇ 予防保全型の維持管理の推進

施設の老朽化等による機能の低下や事故等を未然に防止するため、故障や破損による影響度やその発生危険度等を総合的に勘案のうえ、優先度を検討しながら、計画的に点検・調査を実施し、適切な対策を講じる予防保全型の維持管理を行います。

◇ 効率的な維持管理の推進

管路や東部水再生センター等における設備などの各施設の情報と、点検・調査の結果や事故発生、修繕履歴などの維持管理情報を一元的に管理し、施設の劣化予測等に反映させることにより、維持管理の効率化を図ります。

また、老朽化対策に合わせて耐震化を行うことによって、効率的な整備を進めます。

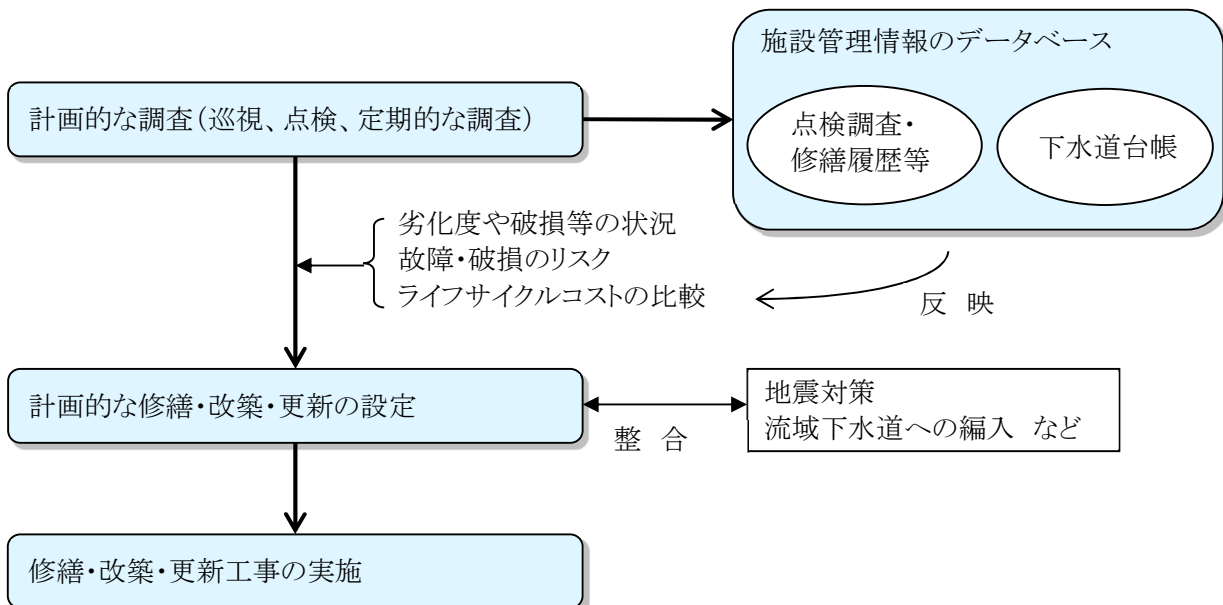


図 5.1 下水道施設の維持管理の枠組み

◇ 流域下水道への編入の推進

令和6(2024)年度に改定予定の「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」の内容を踏まえ、流域下水道への編入に向けて東京都や関係機関と事業化に向けた協議を進めていくとともに、編入に伴う施設の整備・改築について検討を行います。また、編入までの間、東部水再生センターの延命化を図り、適正な下水処理を継続していきます。東部水再生センターの延命化については、編入時期を踏まえ費用対効果等にも配慮しながら、計画的に取り組んでいきます。

◇ 下水道の排水処理計画の見直し

流域下水道への編入や東京外かく環状道路のジャンクションの建設は、排水系統や送水先の変更など、下水道にも様々な影響を及ぼすことが考えられます。そうした影響を踏まえた下水道の排水処理計画の見直しや、流域下水道への編入に伴う新たな施設の整備(下水処理場の変更に伴う接続管路)について検討を行います。

【主な施策・事業】

- | | | |
|--|---|----|
| ・改築等の計画策定
・計画的な点検調査の実施
・管路の計画的な改築、更新 | ・東部水再生センターの延命化
・ポンプ場施設・設備の計画的な改築、更新
・流域下水道への編入の推進 | など |
|--|---|----|

5.4. 都市型水害対策の推進

【基本的な取り組みの方向】

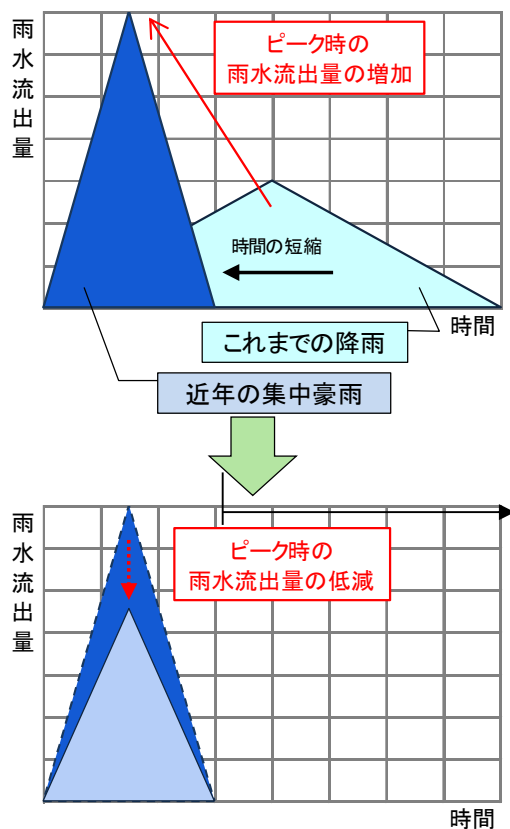
➤ 気候変動による影響を踏まえ、総合的な治水対策により、都市型水害対策を行います。

◇ 内水対策の推進

近年の豪雨や水害の激甚化・頻発化に加え、今後の気候変動による降雨量の増加が予測される中、水害対策の迅速な実施が喫緊の課題となっていることから令和5(2023)年12月に改定された東京都豪雨対策基本方針に基づき、浸水シミュレーションを行い各地区の特性に応じた内水対策の検討を進め、河川と下水道が一体となった総合的な流域治水対策を実施していきます。

◇ 雨水貯留施設・雨水排水施設の整備

ピーク時における下水道施設への負担を軽減するため、浸水シミュレーションにおいて浸水被害が発生するとされた地区について、雨水貯留施設など必要な対策の検討を行うとともに、分流区域においては、雨水管の整備を行い、雨水の排水能力や収容能力の拡充を図ります。



【都市型水害対策のイメージ】

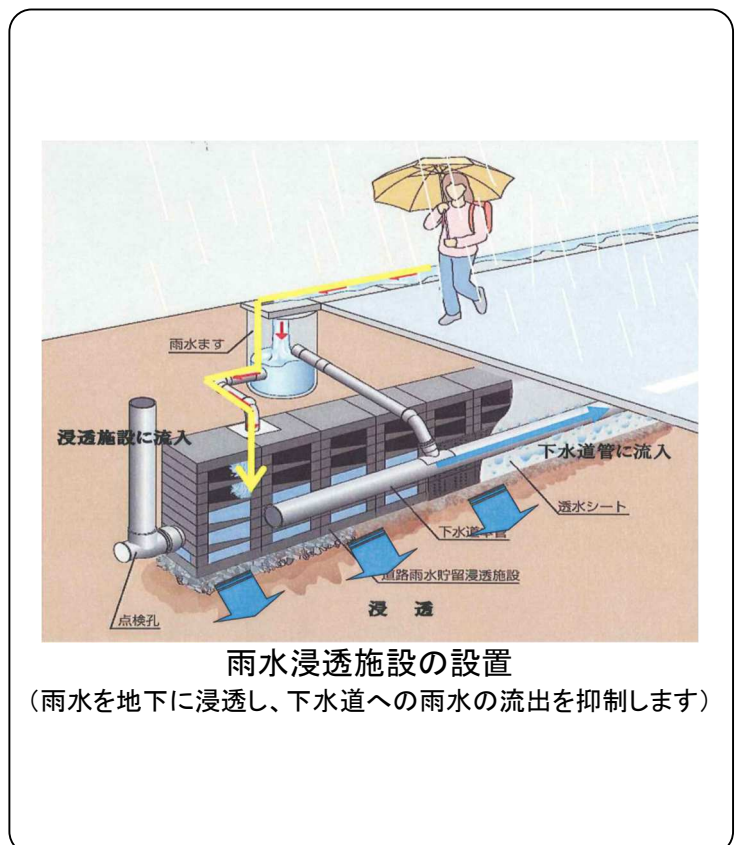


図 5.2 雨水浸透施設設置の概念図

◇ 河川改修の促進と連携の強化

市内を流れる3つの河川(仙川、野川、神田川)については、1時間当たり50mmの降雨に対応する護岸の改修工事は終了していますが、中仙川排水区の雨水の排除先となっている入間川については、50mm降雨対応の改修計画に基づく改修事業は行われていない状況にあります。浸水対策を効果的に実施するため、河川改修の実施について東京都へ要望を行うとともに、河川管理者等との連携を強化し、一体となった取り組みを進めていきます。

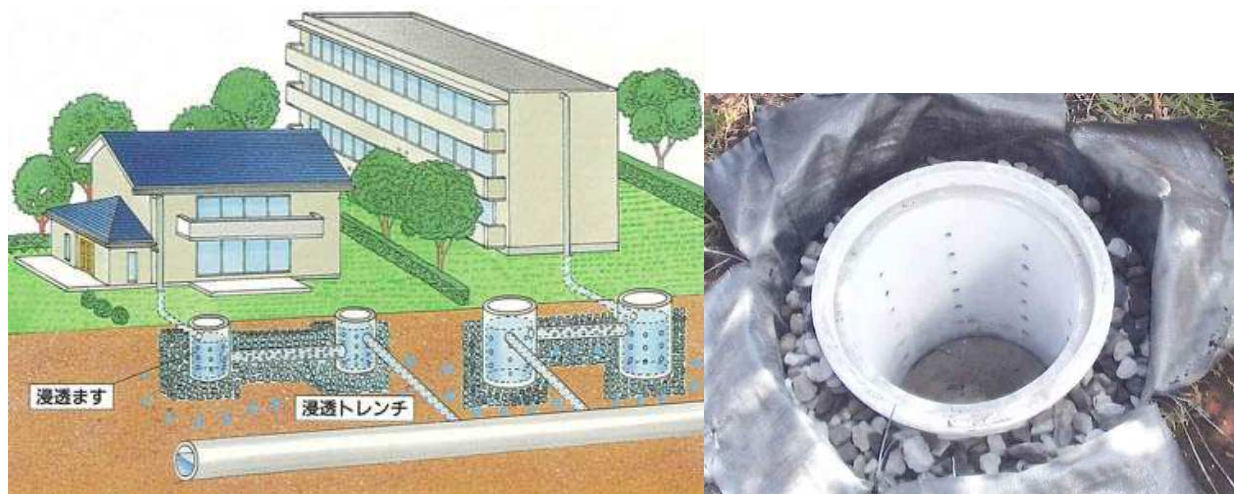
◇ 止水板設置促進

建物への浸水被害の防止や軽減を図るため、建物の出入口に止水板を設置する工事等に対する助成制度について、一層の周知を図り、自助の取り組みを支援します。

◇ 雨水流出抑制型の下水道への転換

三鷹市では、従前より緑と水の公園都市をめざし、貴重な環境資源である雨水を地下に浸透させるとともに、河川や下水道への流出を抑制するため、公共施設・民間建築物・住宅等への雨水浸透施設の設置、普及に努めてきました。

今後も、良好な水環境の保全や健全な水循環の再生、浸水被害の防止、軽減を図るため雨水浸透施設や透水性舗装の整備を推進するとともに、国や都に対して道路や公園等の整備にあたり、雨水浸透施設の設置を要請していきます。また、民間施設についても、雨水浸透施設の設置について指導・要請し、雨水流出抑制型の下水道への転換を進めます。



出典:東京都ホームページ

図 5.3 雨水浸透施設の設置イメージ

【主な施策・事業】

- | | | | | |
|---|----------------|---------------|---|----|
| { | ・内水対策の推進 | ・止水板設置工事助成事業 | } | |
| | ・分流区域の雨水管整備 | ・雨水浸透施設の設置の推進 | | など |
| | ・河川改修の促進と連携の強化 | | | |

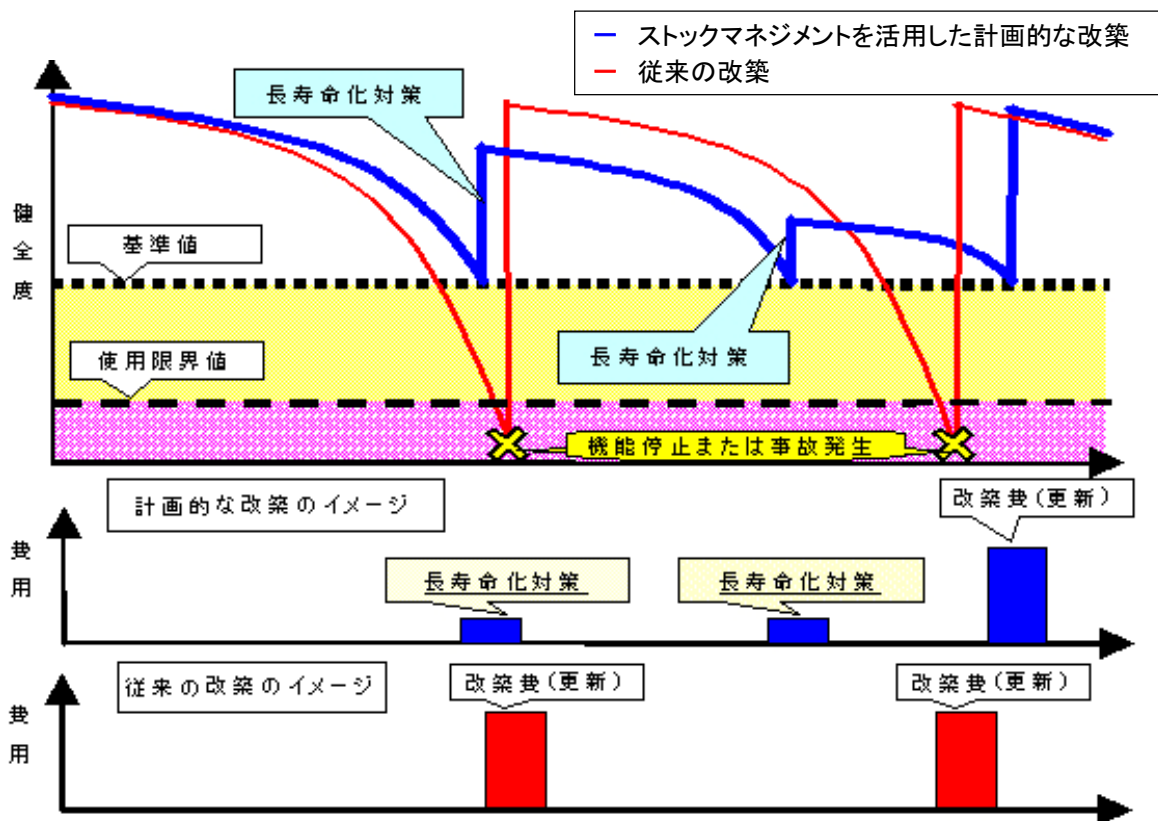
5.5. 経営基盤の強化

【基本的な取り組みの方向】

- 経営分析を行いながら、定期的の使用料の検証、見直しを行い、健全な下水道経営を推進します。
- 広域化・共同化による事業や公民連携手法等の研究など協働の取り組みを推進し、効率的な事業運営を目指します。

◇ コスト削減の取り組みの強化

定期的な点検・調査等により、施設・設備の状態を監視しながら、合理的かつ効率的な対策を実施する予防保全型の維持管理と改築・更新の一体化、更生工法の採用による効率的な改築を推進し、ライフサイクルコストの最小化に努めます。また、把握した施設状態に基づく現状分析やリスク評価、費用対効果などから優先度を検討し、老朽化対策を行うことにより、投資の最適化と事業費の平準化を図ります。



出典：国土交通省ホームページ

図 5.4 ライフサイクル縮小化のイメージ

◇ 使用料の適正化

経費の増加に対して収支バランスのとれた財政運営を維持していくためには、適正な受益者負担のもと下水道使用料の見直しを行い、収入を確保していく必要があります。費用の負担区分やコスト等を明確にしながら、定期的に使用料の検証を行い、負担の公平性と均衡を図ります。

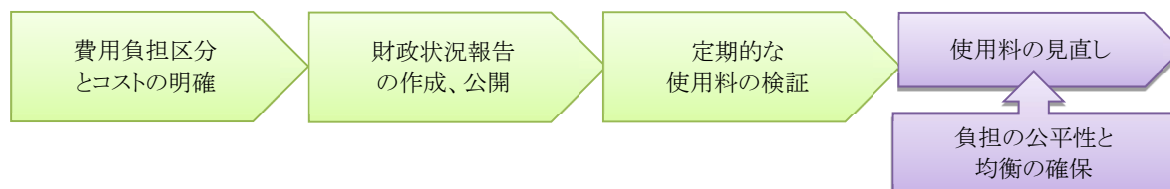


図 5.5 使用料の定期的な検証・見直しのフロー

◇ 経営分析の充実

下水道事業は維持管理を中心とした段階から、改築・更新の段階へと移行していくこととなり、今後多大な投資が必要となります。多くの投資やそのための財源を確保するには、使用者の下水道に対する理解が不可欠です。

財務諸表や経営比較分析表などの経営指標を活用した経営分析評価を定期的 to 実施し、経営情報を分かりやすく提供していくとともに、継続的な経営改善を進めます。

◇ 財務基盤の強化

本市の下水道事業は、令和2(2020)年4月1日に公営企業会計へ移行しました。公営企業会計に基づく経営状況の把握及び財政状況の評価を行い、経営の効率化・健全化に努めていきます。また、長期的には、流域下水道への編入に関連して、接続管路の整備や建設負担金など、多額の経費が必要となることが想定されるため、利益剰余金の積み立て等を行います。

◇ 協働の取り組みの推進

下水道に係る事業や施策を推進していくには、市民・事業者の協力と参加が必要です。下水道に対する理解を深め、意識の啓発を図るよう、広報活動を充実し、下水道事業に関する各種情報を分かりやすく提供していきます。

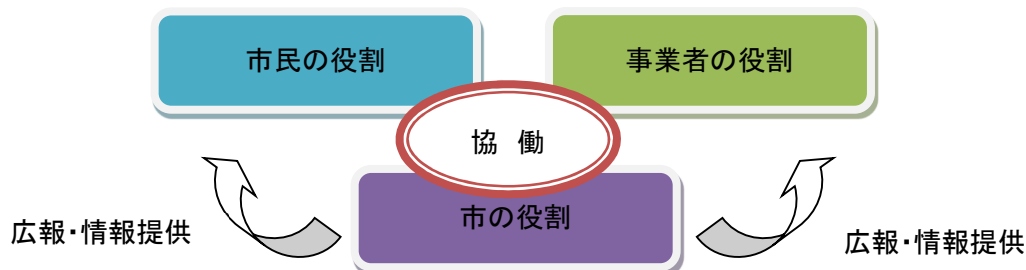


図 5.6 協働の概念図

◇ 人材育成の充実

下水道事業を安定的に運営するため、長年培われてきた知識と技術を着実に継承するとともに、職場内外で多様な研修等を実施し、人財育成の充実を図ります。

◇ 公民連携等の研究と活用

下水道分野においても民間活力やノウハウを活用した様々な取り組みが、進められています。今後さらに下水道施設の老朽化が進み、多くの財政負担が見込まれるなか、効率的な事業運営を推進するため、先進事例の調査など公民連携手法の研究、検討を行います。

◇ 広域化・共同化の推進

東部処理区の流域下水道への編入や、流域下水道へ排出する下水の水質検査の共同実施など、引き続き令和4(2022)年12月に策定された「東京都の汚水処理に関する広域化・共同化計画」に基づき、東京都や関係自治体と連携した取り組みを進めていきます。

【主な施策・事業】

- | | | |
|---|---|----|
| 〔 | <ul style="list-style-type: none">・コスト縮減の取り組み強化・使用料の適正化・公民連携等の研究と活用 | 〕 |
| | <ul style="list-style-type: none">・広域化・共同化の推進・広報及び情報提供の充実 | など |

5.6. その他の事業・施策

【基本的な取り組みの方向】

- 震災時にも継続して使用可能な下水道をめざし、下水道施設の災害対策整備を進めます。
- 震災時、迅速に応急対策が実施できるよう危機管理体制の強化を図ります。
- 適正な処理水質の維持や雨水の地下浸透を推進するなど、循環・共生のまちづくりに対応する下水道を目指します。

下水道地震対策の推進

◇ 管路施設の耐震確認

古くに整備された施設は、必要な耐震性の不足、劣化の進行に伴う強度の低下などが懸念されます。全ての施設を耐震化するためには、多大な経費を要することから、優先度や緊急性を考慮しながら、管路施設の老朽化対策に合わせて耐震確認を進めていくことが必要です。

◇ 東部水再生センター等の災害対策の推進

震災時においても下水処理機能が確保できるよう、応急対応に必要な資器材等の備蓄など、バックアップの構築を図ります。

◇ 危機管理体制の充実、強化

震災時に迅速な対応を図るため、平成29(2017)年度に「下水道事業業務継続計画(下水道BCP)」を策定しましたが、PDCAサイクルにより、より実効性を高めていくことが求められています。

東日本大震災や能登半島地震の教訓を踏まえた関係機関との連携強化、下水道台帳のデータのバックアップなど、発災時の対応力の向上をめざした取り組みを推進します。

【主な施策・事業】

- ・管路の耐震確認
 - ・東部水再生センター等の災害対策の推進
 - ・危機管理体制の充実、強化
- など

◇ モニタリングの実施

合流式下水道から雨天時に河川へ放流される水量を減らすため、雨水浸透施設など雨水の流出を抑制する施設の設置を推進し、下水道へ流入する雨水量の低減を図ります。また、放流水が分水する雨水吐き室の定期点検を実施し、適正な管理に努めるとともに、年1回の水質調査を実施し、合流式下水道改善の対策効果の経過観察を行います。

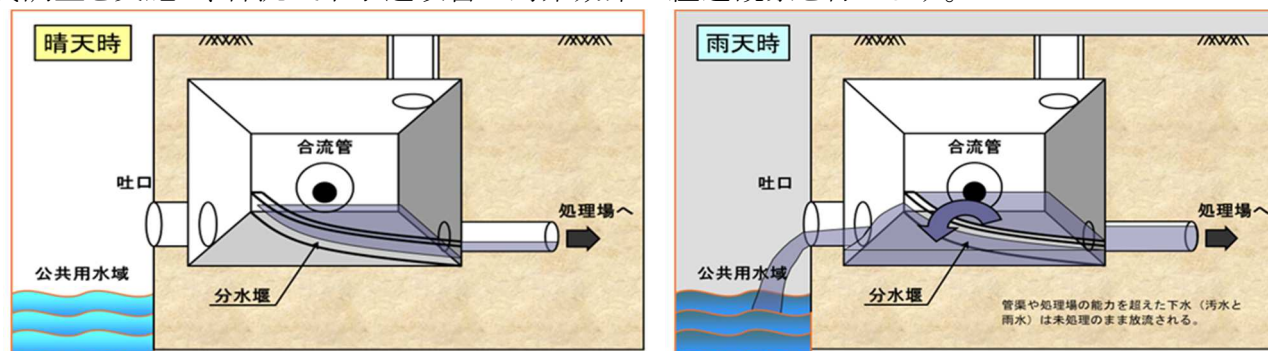


図 5.7 雨水吐き室の仕組みときょう雑物の流出防止対策

◇ 雨水浸透施設の設置の推進

良好な水環境の保全や健全な水循環の再生を図るため、雨水浸透施設の設置や透水性舗装の整備を推進するとともに、民間施設等への雨水浸透施設の設置について指導・要請し、雨水の地下への浸透量の増加を図ります。

◇ 東部水再生センターの適正な運転管理

汚水処理を担っている東部水再生センターは、良好な水環境を守っていくうえでも重要な施設です。引き続き、老朽化した施設の延命化と適正な運転管理により、処理水の水質維持を図っていくとともに、利用可能な資源である下水汚泥の再資源化を行います。

【主な施策・事業】

- ・雨水の地下浸透の推進
 - ・適正な処理水質の維持
 - ・モニタリングの実施
- など

5.7. 事業計画

計画期間の事業計画を定めます。

基本方針	基本的な取り組みの方向	計画期間内の 主な事業・施策の事業計画											
<p>持続可能な 下水道</p>	<p>【下水道施設の老朽化対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 予防保全型の維持管理や施設・設備の長寿命化を推進し、適正な施設の維持管理に取り組みます。 ➤ 単独処理区の流域下水道への編入の事業化に向けて取組を推進します。 <p>【経営基盤の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 経営分析を行いながら、定期的に使用料の検証、見直しを行い、健全な下水道経営を推進します。 ➤ 広域化・共同化による事業や公民連携手法等の研究など、協働の取り組みを推進し、効率的な事業運営を目指します。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="794 571 1070 647">事業の概要</th> <th data-bbox="1070 571 1430 647">令和6年度～令和9年度 (2024年度～2027年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="794 647 1070 779">老朽化する施設(管路)の改築・更新を計画的に進めます。</td> <td data-bbox="1070 647 1430 779"> 管路の改築更新 【事業費:約560百万円】 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="794 779 1070 1106">東部水再生センターやポンプ場の施設・設備の改築更新を計画的に進めます。東部水再生センターについては、流域下水道への編入を視野に入れながら、延命化に取り組みます。</td> <td data-bbox="1070 779 1430 1106"> 東部水再生センターやポンプ場の施設・設備の改築更新 【事業費:約1,900百万円】 </td> </tr> </tbody> </table>	事業の概要	令和6年度～令和9年度 (2024年度～2027年度)	老朽化する施設(管路)の改築・更新を計画的に進めます。	管路の改築更新 【事業費:約560百万円】	東部水再生センターやポンプ場の施設・設備の改築更新を計画的に進めます。東部水再生センターについては、流域下水道への編入を視野に入れながら、延命化に取り組みます。	東部水再生センターやポンプ場の施設・設備の改築更新 【事業費:約1,900百万円】	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="794 1256 1070 1332">事業の概要</th> <th data-bbox="1070 1256 1430 1332">令和6年度～令和9年度 (2024年度～2027年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="794 1332 1070 1599">経営分析評価を実施しながら、さらなるコスト縮減に取り組むとともに定期的に使用料の検証を行い、適正化を図ります。</td> <td data-bbox="1070 1332 1430 1599"> 分析評価・検証の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	事業の概要	令和6年度～令和9年度 (2024年度～2027年度)	経営分析評価を実施しながら、さらなるコスト縮減に取り組むとともに定期的に使用料の検証を行い、適正化を図ります。	分析評価・検証の実施
		事業の概要	令和6年度～令和9年度 (2024年度～2027年度)										
		老朽化する施設(管路)の改築・更新を計画的に進めます。	管路の改築更新 【事業費:約560百万円】										
		東部水再生センターやポンプ場の施設・設備の改築更新を計画的に進めます。東部水再生センターについては、流域下水道への編入を視野に入れながら、延命化に取り組みます。	東部水再生センターやポンプ場の施設・設備の改築更新 【事業費:約1,900百万円】										
事業の概要	令和6年度～令和9年度 (2024年度～2027年度)												
経営分析評価を実施しながら、さらなるコスト縮減に取り組むとともに定期的に使用料の検証を行い、適正化を図ります。	分析評価・検証の実施												

基本方針	基本的な 取り組みの方向	計画期間内の 主な事業・施策の事業計画							
<p>災害に強い 下水道</p>	<p>【都市型水害対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 気候変動による影響を踏まえ、総合的な治水対策により都市型水害対策の推進を図ります。 <p>【下水道の地震対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 震災時にも継続して使用可能な下水道を目指し、下水道施設の災害対策整備を進めます。 ➤ 震災時、迅速に応急対策が実施できるよう危機管理体制の強化を図ります。 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="823 344 1074 423">事業の概要</td> <td data-bbox="1074 344 1457 423">令和6年度～令和9年度 (2024年度～2027年度)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 423 1074 539">内水対策の検討</td> <td data-bbox="1074 423 1457 539">シミュレーション等業務の実施 【事業費:約100百万円】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 539 1074 707">止水板を設置する市民に対し、工事費の一部を助成します。</td> <td data-bbox="1074 539 1457 707">止水板設置工事助成の実施 【事業費:約4百万円】</td> </tr> </table>	事業の概要	令和6年度～令和9年度 (2024年度～2027年度)	内水対策の検討	シミュレーション等業務の実施 【事業費:約100百万円】	止水板を設置する市民に対し、工事費の一部を助成します。	止水板設置工事助成の実施 【事業費:約4百万円】	
	事業の概要	令和6年度～令和9年度 (2024年度～2027年度)							
内水対策の検討	シミュレーション等業務の実施 【事業費:約100百万円】								
止水板を設置する市民に対し、工事費の一部を助成します。	止水板設置工事助成の実施 【事業費:約4百万円】								
<p>良好な環境に 貢献する下水道</p>	<p>【良好な環境に貢献する下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 適正な処理水質の維持や雨水の地下浸透を推進するなど、循環・共生のまちづくりに対応する下水道を目指します。 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="823 1111 1074 1189">事業の概要</td> <td data-bbox="1074 1111 1457 1189">令和6年度～令和9年度 (2024年度～2027年度)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1189 1074 1346">雨水浸透施設の設置を促進します。</td> <td data-bbox="1074 1189 1457 1346">雨水浸透ますの設置 【事業費:約4百万円(一般会計)】</td> </tr> </table>	事業の概要	令和6年度～令和9年度 (2024年度～2027年度)	雨水浸透施設の設置を促進します。	雨水浸透ますの設置 【事業費:約4百万円(一般会計)】			
	事業の概要	令和6年度～令和9年度 (2024年度～2027年度)							
雨水浸透施設の設置を促進します。	雨水浸透ますの設置 【事業費:約4百万円(一般会計)】								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="823 1491 1074 1570">事業の概要</td> <td data-bbox="1074 1491 1457 1570">令和6年度～令和9年度 (2024年度～2027年度)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 1570 1074 1816">東部水再生センターの適正な運転管理により、良好な処理水質の維持と、汚泥の再資源化に取り組みます。</td> <td data-bbox="1074 1570 1457 1816">東部水再生センターの適正な運転管理</td> </tr> </table>	事業の概要	令和6年度～令和9年度 (2024年度～2027年度)	東部水再生センターの適正な運転管理により、良好な処理水質の維持と、汚泥の再資源化に取り組みます。	東部水再生センターの適正な運転管理					
事業の概要	令和6年度～令和9年度 (2024年度～2027年度)								
東部水再生センターの適正な運転管理により、良好な処理水質の維持と、汚泥の再資源化に取り組みます。	東部水再生センターの適正な運転管理								

第 6 章 下水道財政計画

6.1. 下水道財政のしくみ

経費の負担区分

公営企業である下水道事業は独立採算制が原則となっていますが、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等については、総務省が定める繰出基準を踏まえ公費負担で賄うこととされており、一般会計からの繰入金で財源として充当されています。(地方財政法第6条)

また、公費負担の対象とされている経費は、公共用水域の水質保全など公共的役割を担う部分と考えられており、雨水処理に係る経費は公費、汚水に係る経費は私費とされています。ただし、汚水処理に係る経費のうち、公共用水域の汚濁防止のための高度処理など、公共的な役割にあたる経費については、一定の範囲で公費負担とされています。

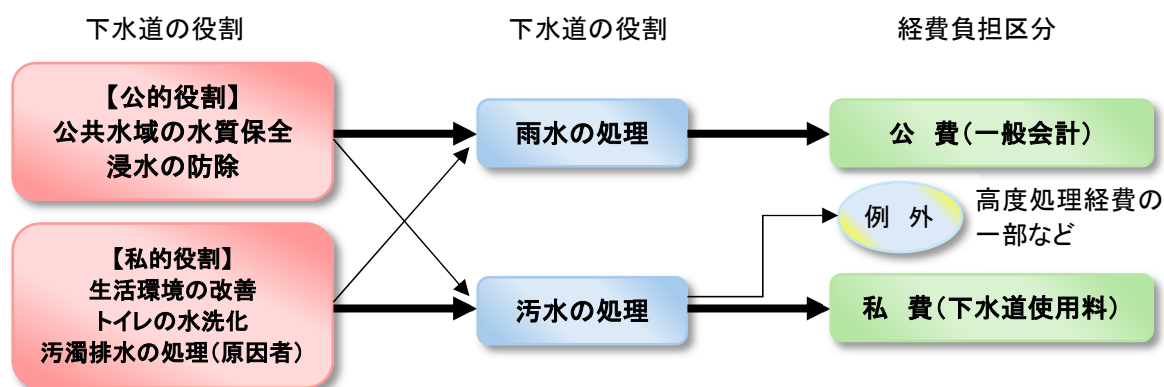


図 6.1 経費負担区分の概念図

表 6.1 経費区分と負担理由

区分	理由
雨水に係る経費	自然現象に起因にするもので、その原因者を特定することが困難であり、雨水の排除は、都市の浸水防止等都市機能の保全に効果を発揮し、その受益が広く一般市民に及ぶこと等により公費負担とされています。
汚水に係る経費	使用者が下水道整備により生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることから、原則として、使用者がその受益に応じて、適正な費用負担をすべきであるとされています。 ただし、汚水に係る経費のうち高度処理に要する経費の一部などの公共的な役割にかかる経費については、公費負担とされています。

公営企業会計

下水道事業は独立採算制であることから、一般会計とは区分し、特別会計を設け独立して経理することとされています。

地方公営企業では最小の経費で最大の効果を挙げ、公共の福祉の増進を図る必要があります(地方公営企業経営の基本原則)、企業性を発揮することが求められます。そのために、複式簿記、発生主義会計で経理を行います。

収入と支出

公営企業会計における収入・支出はそれぞれ「収益的収支(損益取引)」と「資本的収支(資本取引)」とに区分する必要があります。

収入については、収益的収支は概ね下水道使用料、一般会計繰入金で、資本的収支は国・都からの補助金、市債(地方公営企業法適用後は企業債)で構成されます。

支出については、収益的収支は下水道施設の管理、処理場等の運営のための経費や人件費、減価償却費など、資本的収支は管路や処理場などの整備更新のための建設改良費や企業債元金償還金となっています。

下水道の建設は、短期間に集中的な投資を必要としますが、建設後の事業効果は、施設が存在する間、長期間にわたり発揮されるため、建設費の財源については、世代間の負担の衡平を図る観点から、国・都からの補助金を除き、企業債を充当することとされています。

表 6.2 収支構造の概略

区分	内容	例
収益的収支 (3条予算)	当年度の損益取引に基づくもの (当年度の期間損益計算に関するもの)	[収入]下水道使用料、一般会計繰入金等
		[支出]維持管理費、管理運営費、人件費、減価償却費、企業債利息等
資本的収支 (4条予算)	投下資本の増減に関する取引 (期間損益計算のもととなるもの)	[収入] 国・都補助金、企業債の発行等
		[支出] 建設改良費、企業債元金償還金等

減価償却費

建物、構築物、機械及び装置等の固定資産は、使用や時の経過により、その価値が減少していきます。価値の減少分は、使用期間にわたって費用処理するとともに、同額を固定資産の帳簿価額から減額していきます。当該費用を「減価償却費」といい、現金の支出を伴わない費用として支出予算に計上します。

減価償却の目的は、固定資産の取得原価を当該資産の耐用年数期間に割り振る(費用配分)ことにより、その資産から獲得される収益と減価償却費を期間的に対応させ、期間損益計算を適正に行うことにあります。

減価償却費を含めた費用を収益で賄うことで、「投資の回収」が行われ、減価償却費分の資金が内部留保されます。

長期前受金戻入

減価償却費が現金の支出を伴わない費用であるのに対し、「長期前受金戻入」という現金の収入を伴わない収入予算を計上します。

償却資産の取得又は改良に充てるために国庫補助金等を収入した場合は、その収入額に相当する金額を「長期前受金」として繰延収益に計上し、補助金等により取得又は改良した償却資産の減価償却、除却又は減損処理を行う際に「長期前受金戻入」として収益化します。

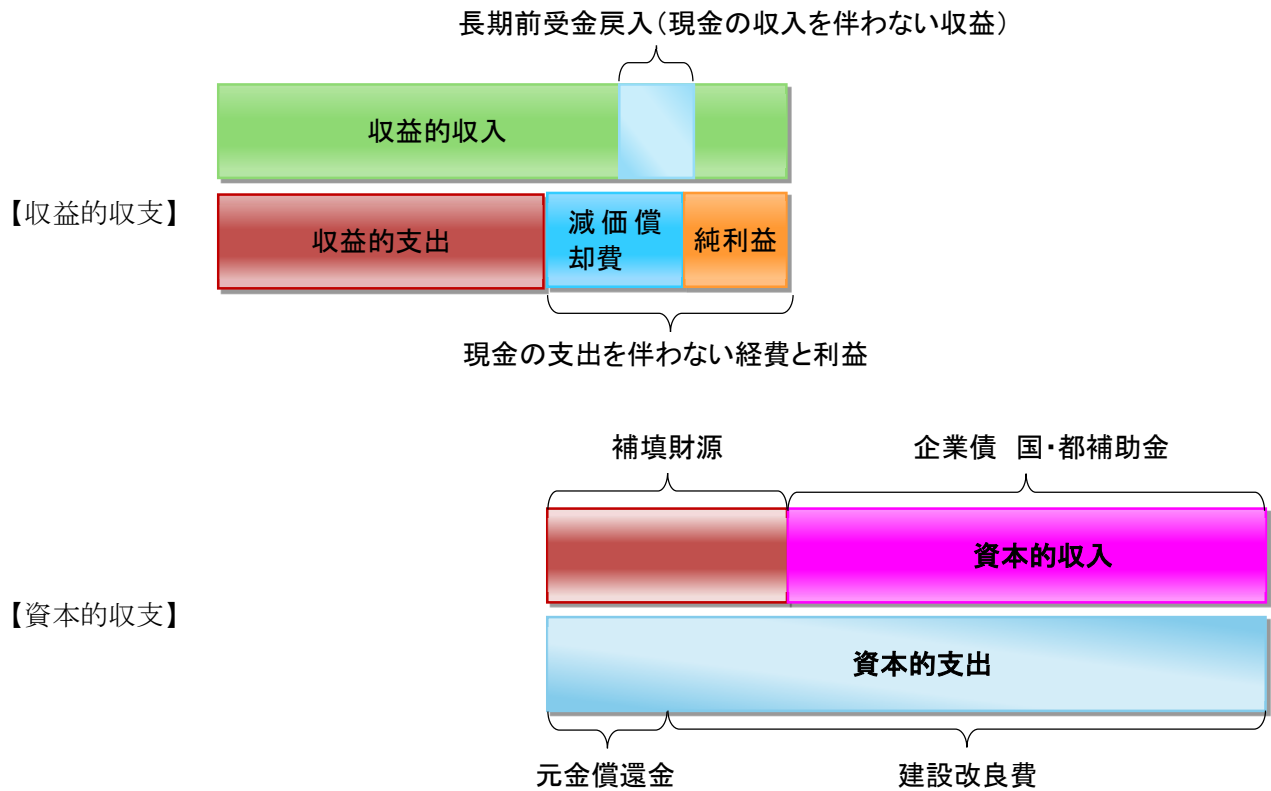


図 6.2 収支構造の概念図

6.2. 現状整理

経営比較分析表を活用した現状分析

経営戦略の検討を行うためには、経営の健全性・効率性、保有する施設の規模・能力や老朽化・耐震化の状況等を整理し、経営の現状や課題を的確に把握することが必要です。

現状把握・分析に当たっては、経営及び施設の状況を表す経営指標を取りまとめた「経営比較分析表」を活用し、指標の経年変化や類似団体との比較等の分析を行います。

令和2(2020)年4月から地方公営企業会計に会計方法を変更して以降の4年間における、主要な経営指標の数値は、良好な状態を示しています。(次ページ以降に、公営企業会計移行後の決算値を基にした比較分析結果を整理します。)

なお、総務省では「処理区域内人口」、「処理区域内人口密度」、「供用開始後年数」から、類似団体区分を設定しており、本市は「Aa」に分類されます。

表 6.3 経営比較分析表における公共下水道区分一覧表

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分
政令市等			政令市等
10万以上	100人/ha以上		Aa
	75人/ha以上		Ab
	50人/ha以上	30年以上	Ac1
		30年未満	Ac2
50人/ha未満		Ad	
3万以上	100人/ha以上		Ba
	75人/ha以上	30年以上	Bb1
		30年未満	Bb2
	50人/ha以上	30年以上	Bc1
		30年未満	Bc2
	50人/ha未満	30年以上	Bd1
30年未満		Bd2	
3万未満	75人/ha以上		Ca
	50人/ha以上	30年以上	Cb1
		15年以上	Cb2
		15年未満	Cb3
	25人/ha以上	30年以上	Cc1
		15年以上	Cc2
		15年未満	Cc3
	25人/ha未満	30年以上	Cd1
		15年以上	Cd2
15年未満		Cd3	

【経営の健全性・効率性】

各グラフ内の平均値は、総務省が示す類似団体区分が、三鷹市と同一の団体の平均値を示しています。

(1) 経常収支比率(%)

算出方法		望ましい向き ↑															
$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$		経常収支比率 > 100%															
分析指標の意味																	
<p>当該年度において、使用料収入などの経常収益で維持管理費や支払利息などの経常費用をどの程度賄えているかを表すものです。経常収支比率が高いほど経常利益が高いことを示しており、100%未満の場合は経常損失が生じていることを意味しています。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三鷹市</td> <td>102.59%</td> <td>106.36%</td> <td>107.01%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>107.09%</td> <td>107.96%</td> <td>107.29%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	三鷹市	102.59%	106.36%	107.01%		平均値	107.09%	107.96%	107.29%		本市の分析 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 経常収支比率は100%以上です。 ➢ 経営の健全性は保たれています。 ➢ 前々年度及び前年度と比較し数値は上がっていますが、今後の施設の改築更等に係る費用を考慮すると、数値が減少傾向に転じるのが予想されます。 ➢ 更なる費用削減や費用の平準化が求められます。
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度													
三鷹市	102.59%	106.36%	107.01%														
平均値	107.09%	107.96%	107.29%														

(2) 累積欠損金比率(%)

算出方法		望ましい向き ↓															
$\text{累積欠損金比率} = \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$		累積欠損金比率 ≒ 0%															
分析指標の意味																	
<p>営業収支に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年にわたって累積した損失のこと)の状況を表す指標で、0%であることが求められます。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三鷹市</td> <td>0.00%</td> <td>0.00%</td> <td>0.00%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>0.59%</td> <td>0.68%</td> <td>0.90%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	三鷹市	0.00%	0.00%	0.00%		平均値	0.59%	0.68%	0.90%		本市の分析 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 累積欠損金率は発生していない状況です。 ➢ 類似団体の平均値を下回っています。 ➢ 経営の健全性は保たれています。
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度													
三鷹市	0.00%	0.00%	0.00%														
平均値	0.59%	0.68%	0.90%														

(3) 流動比率(%)

算出方法		望ましい向き ↑															
$\text{流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$		流動比率 > 100%															
分析指標の意味																	
<p>短期的な債務に対する支払能力を表す指標で、100%以上であることが必要です。一般的に100%を下回る場合は支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三鷹市</td> <td>49.05%</td> <td>46.43%</td> <td>53.47%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>77.72%</td> <td>86.61%</td> <td>100.73%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	三鷹市	49.05%	46.43%	53.47%		平均値	77.72%	86.61%	100.73%		本市の分析 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 流動比率は、類似団体平均を下回っています。 ➢ 今後の施設の改築更等に係る費用が増加し、流動負債が増加することが予想されます。 ➢ 更なる費用削減や費用の平準化が求められます。
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度													
三鷹市	49.05%	46.43%	53.47%														
平均値	77.72%	86.61%	100.73%														

(4) 企業債残高対象事業規模比率(%)

算出方法													
$\text{企業債残高対事業規模比率} = \frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$	望ましい向き ↓ —												
分析指標の意味													
<p>使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標で、経年比較や類似団体との比較等による状況の把握及び分析が求められます。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>三鷹市</th> <th>類似団体平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>273.16%</td> <td>495.60%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>272.51%</td> <td>463.93%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>282.44%</td> <td>481.88%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	三鷹市	類似団体平均値	令和2年度	273.16%	495.60%	令和3年度	272.51%	463.93%	令和4年度	282.44%	481.88%	本市の分析 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業債残高対事業規模比率は類似団体を下回っています。 ▶ 長期的な債務支払能力は良好となっています。 ▶ 今後、施設の改築更新などにより負担金が増加していくため、将来世代に過度な負担を強いることがないよう、企業債発行額の適切な管理を行う必要があります。
年度	三鷹市	類似団体平均値											
令和2年度	273.16%	495.60%											
令和3年度	272.51%	463.93%											
令和4年度	282.44%	481.88%											

(5) 経費回収率(%)

算出方法													
$\text{経費回収率} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費用(公費負担分を除く)}} \times 100$	望ましい向き ↑ 経費回収率 > 100%												
分析指標の意味													
<p>使用料で回収すべき経費をどの程度使用料収入で賄えているかを表す指標で、100%以上であることが必要です。100%を下回っている場合は、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>三鷹市</th> <th>類似団体平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>97.09%</td> <td>99.95%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>97.51%</td> <td>103.40%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>96.96%</td> <td>101.87%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	三鷹市	類似団体平均値	令和2年度	97.09%	99.95%	令和3年度	97.51%	103.40%	令和4年度	96.96%	101.87%	本市の分析 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 経費回収率は平成26(2014)年度の使用料改定以降は90%台で推移しており、法適用後は97%台まで回復してきています。 ▶ 汚水処理に係る費用を下水道使用料収入で回収できていない状態のため、使用料収入の増加及び処理費用経費の削減が求められます。
年度	三鷹市	類似団体平均値											
令和2年度	97.09%	99.95%											
令和3年度	97.51%	103.40%											
令和4年度	96.96%	101.87%											

(6) 汚水処理原価(円)

算出方法													
$\text{汚水処理原価} = \frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}} \times 1,000$	望ましい向き ↓ —												
分析指標の意味													
<p>有収水量1m³当たりの汚水処理に要した費用で、汚水資本費及び汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標で、経年比較や類似団体との比較等による状況の把握及び分析が求められます。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>三鷹市</th> <th>類似団体平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>85.98</td> <td>110.21</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>86.13</td> <td>110.26</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>86.50</td> <td>111.88</td> </tr> </tbody> </table>	年度	三鷹市	類似団体平均値	令和2年度	85.98	110.21	令和3年度	86.13	110.26	令和4年度	86.50	111.88	本市の分析 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 汚水処理原価は類似団体平均よりも下回っています。 ▶ 効率的に汚水処理が実施されています。 ▶ 人件費や材料費の高騰といった、社会情勢の変化により増減が予想されるため、今後の数値に注意が必要となります。
年度	三鷹市	類似団体平均値											
令和2年度	85.98	110.21											
令和3年度	86.13	110.26											
令和4年度	86.50	111.88											

(7) 施設利用率(%)

算出方法		望ましい向き															
施設利用率 = $\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$		↑															
		—															
分析指標の意味																	
<p>施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合を表します。施設の利用状況や適正規模を判断する指標で、経年比較や類似団体との比較等による状況の把握及び分析が求められます。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三鷹市</td> <td>64.37%</td> <td>63.88%</td> <td>62.17%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>64.93%</td> <td>65.68%</td> <td>63.32%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	三鷹市	64.37%	63.88%	62.17%		平均値	64.93%	65.68%	63.32%		本市の分析 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 平均値と同水準で、効率的かつ安定的に利用されています。 ▶ 今後も同水準が見込まれますが、長期的にみると水洗化人口の減少に伴い、施設の利用率も低下することが想定されるため、適切な施設規模の検証及びダウンサイジング等を検討していきます。 	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度													
三鷹市	64.37%	63.88%	62.17%														
平均値	64.93%	65.68%	63.32%														

(8) 水洗化率(%)

算出方法		望ましい向き															
水洗化率 = $\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$		↑															
		—															
分析指標の意味																	
<p>現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標で、公共用水域の水質保全や使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいとされています。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三鷹市</td> <td>100.00%</td> <td>100.00%</td> <td>100.00%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>97.70%</td> <td>97.59%</td> <td>97.53%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	三鷹市	100.00%	100.00%	100.00%		平均値	97.70%	97.59%	97.53%		本市の分析 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 水洗化率は、全国に先駆けて取り組んでおり、100%となっています。 ▶ 市域全体で適切な汚水処理が実施されています。 	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度													
三鷹市	100.00%	100.00%	100.00%														
平均値	97.70%	97.59%	97.53%														

【老朽化の状況】

(1) 有形固定資産減価償却率(%)

算出方法		望ましい向き												
有形固定資産減価償却率 = $\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産}} \times 100$		↓												
		—												
分析指標の意味														
保有している有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化(経年化)の度合いを示しています。数値が100%に近いほど老朽化が進んでいることを示しており、施設の安全性などの観点から更新の必要性を推測することができます。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>三鷹市</th> <th>類似団体平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4.88%</td> <td>23.38%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>9.32%</td> <td>24.59%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>12.32%</td> <td>26.87%</td> </tr> </tbody> </table>		年度	三鷹市	類似団体平均値	令和2年度	4.88%	23.38%	令和3年度	9.32%	24.59%	令和4年度	12.32%	26.87%	本市の分析 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 有形固定資産減価償却率は、令和2(2020)年度からの地方公営企業法の一部適用であるため類似団体平均と比べ低くなっています。 ▶ 今後、施設の経年化が進むことで、施設の改築更新の需要が高くなっていくことが推察されます。
年度	三鷹市	類似団体平均値												
令和2年度	4.88%	23.38%												
令和3年度	9.32%	24.59%												
令和4年度	12.32%	26.87%												

(2) 管きよ老朽化率(%)

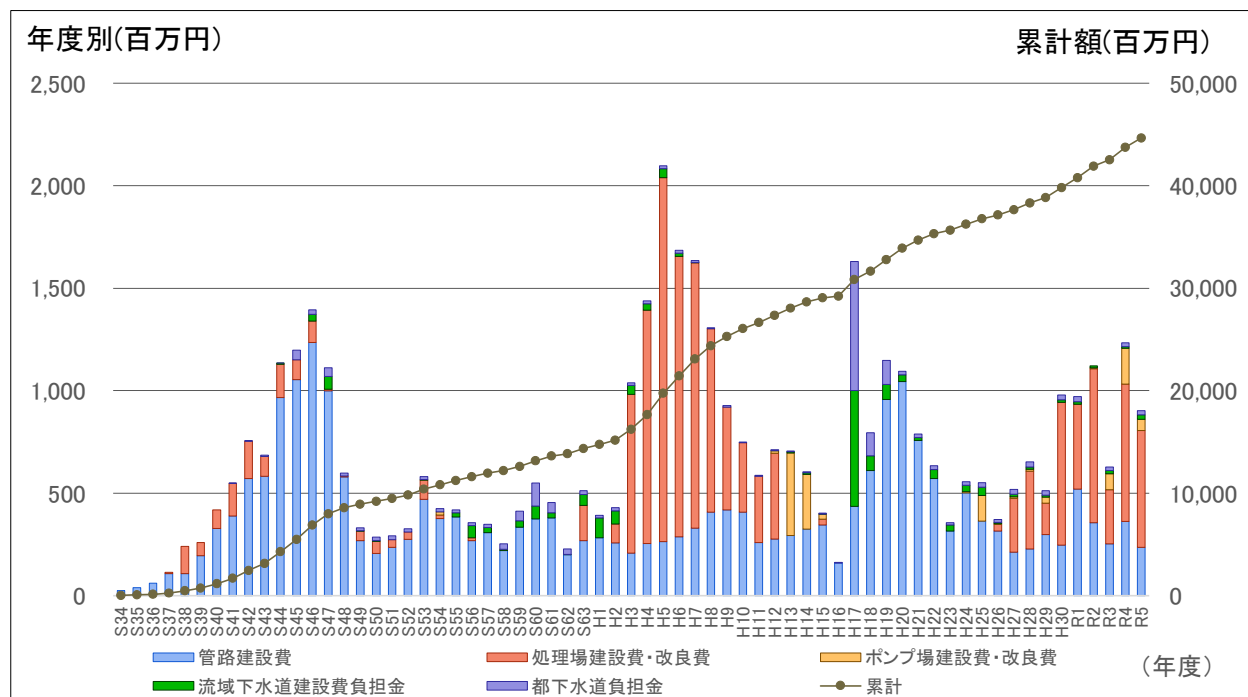
算出方法		望ましい向き												
管きよ老朽化率 = $\frac{\text{法定耐用年数を経過した管きよ延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$		↓												
		—												
分析指標の意味														
法定耐用年数を超えた管きよ延長の割合を表した指標で、管きよの老朽化度合いを示しており、管きよの改築等の必要性を推測することができます。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>三鷹市</th> <th>類似団体平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>38.18%</td> <td>8.20%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>47.54%</td> <td>9.43%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>55.80%</td> <td>12.40%</td> </tr> </tbody> </table>		年度	三鷹市	類似団体平均値	令和2年度	38.18%	8.20%	令和3年度	47.54%	9.43%	令和4年度	55.80%	12.40%	本市の分析 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 管きよ老朽化率は、類似団体平均と比べて高くなっています ▶ これは本市の下水道事業が全国に先駆けて公共下水道100%整備を達成するなど、早期に着手したことにより、老朽化した管きよが多いためです。 ▶ 令和5(2023)年度に「ストックマネジメント計画実施方針」を策定し、この計画に基づき費用の平準化を図りつつ、計画的な対策を実施する予定です。
年度	三鷹市	類似団体平均値												
令和2年度	38.18%	8.20%												
令和3年度	47.54%	9.43%												
令和4年度	55.80%	12.40%												

(3) 管きよ改善率(%)

算出方法		望ましい向き												
管きよ改善率 = $\frac{\text{改善(更新・改良・修繕)管きよ延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$		↓												
		—												
分析指標の意味														
当該年度に更新した管きよ延長の割合を表した指標で、管きよの更新ペースや状況を把握することができます。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>三鷹市</th> <th>類似団体平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0.04%</td> <td>0.14%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0.02%</td> <td>0.15%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>0.00%</td> <td>0.16%</td> </tr> </tbody> </table>		年度	三鷹市	類似団体平均値	令和2年度	0.04%	0.14%	令和3年度	0.02%	0.15%	令和4年度	0.00%	0.16%	本市の分析 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 類似団体の平均値と比較し低くなっています。 ▶ 今後も順次更新期を迎えるため、優先順位の高い下水道施設から点検調査及び長寿命化改修を図る必要があります。
年度	三鷹市	類似団体平均値												
令和2年度	0.04%	0.14%												
令和3年度	0.02%	0.15%												
令和4年度	0.00%	0.16%												

建設改良費に係る経費の推移

建設費については100%整備を達成した昭和48(1973)年以降、2～5億円/年で推移していましたが、平成3(1991)年度から平成12(2000)年度にかけて東部水再生センター及び井の頭ポンプ場の設備の更新等を実施したことから一旦増加しています。その後は、平成17(2005)年度より合流式下水道の改善や都市型水害対策等に取り組んでいるため再び増加しました。事業進捗に伴い減少傾向にありましたが、平成30(2018)年度以降は、東部水再生センター施設改良事業などにより約10億円/年となっています。なお、令和2(2020)年4月から地方公営企業会計に移行したことに伴い、下水道事業の会計方法が変更されました。この変更に伴い、会計移行前後で実績数値の整理方法や集計基準に差異が生じる箇所があります。



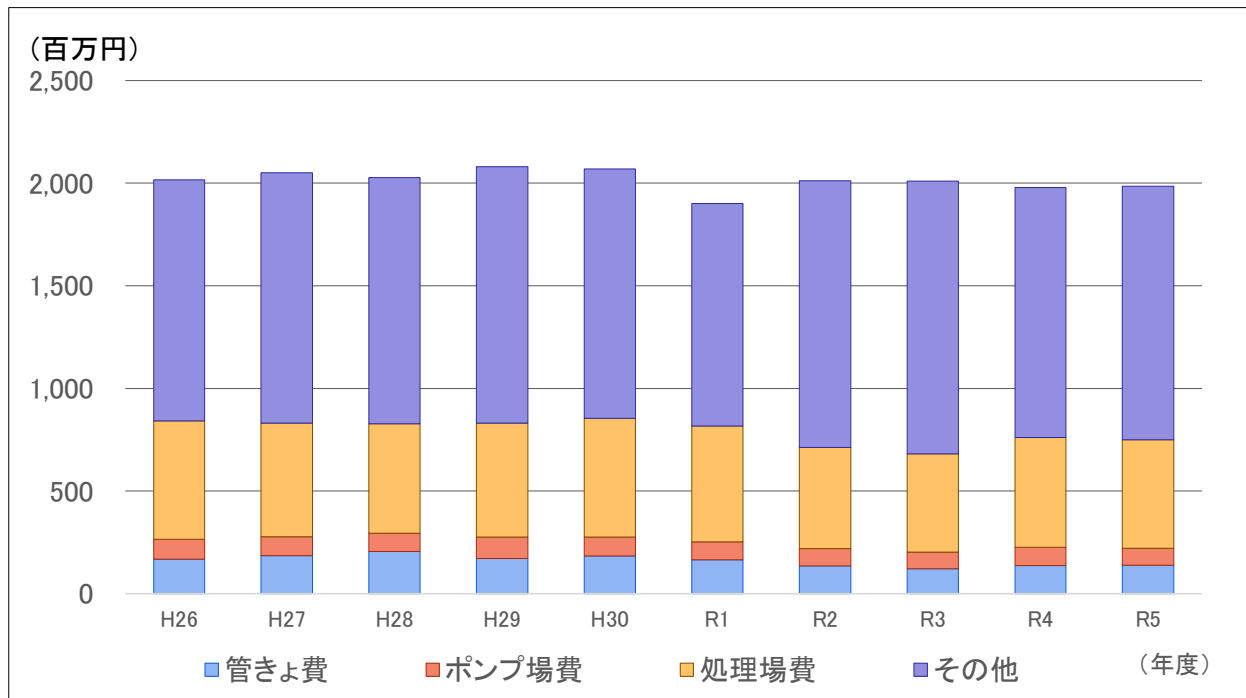
出典：公営企業年鑑(決算統計)

図 6.3 年度別建設改良費と累計

維持管理費に係る経費の推移

維持管理費は、平成26(2014)年度以降は約19～21億円/年前後で推移しています。

過去10か年における累計の維持管理費割合では、管きよに係る経費が全体の約8%、処理場に係る経費が約27%、ポンプ場が約4%となっています。森ヶ崎水再生センターで下水を処理するための委託費はその他で計上されています。



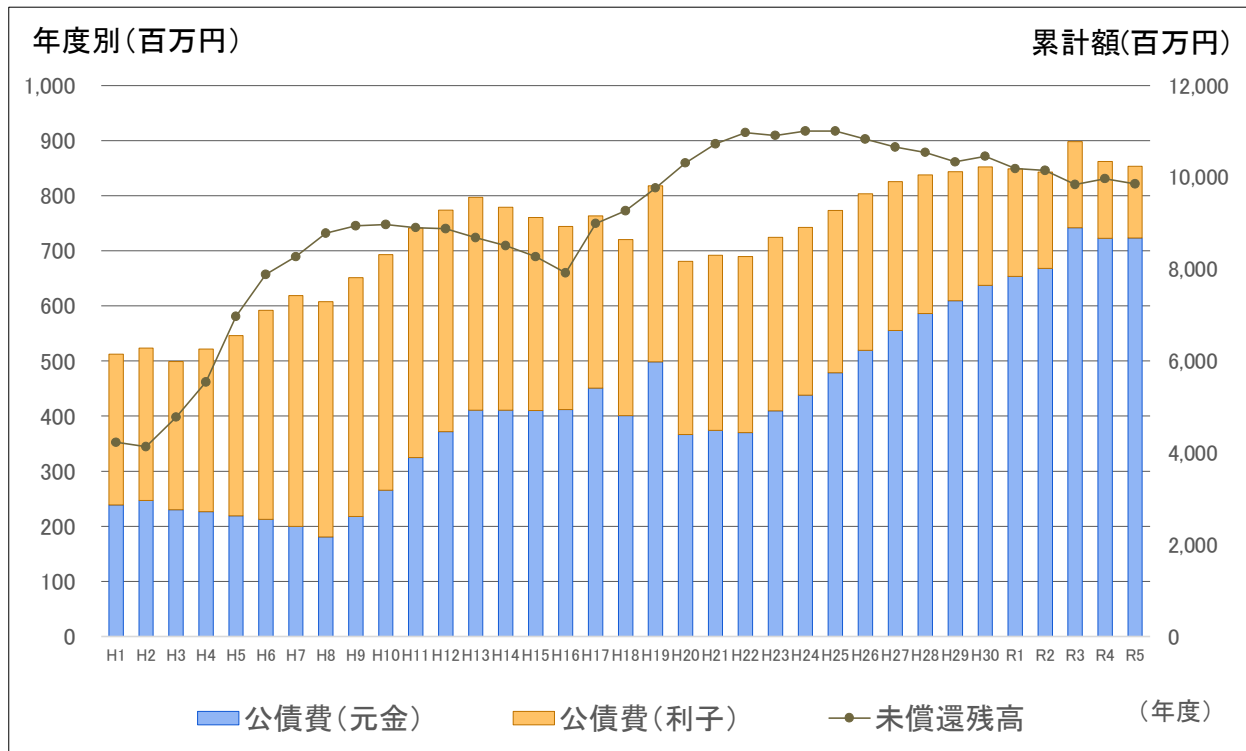
出典：公営企業年鑑(決算統計)

図 6.4 年度別維持管理費

公債費

公債費(市債の償還金)については、平成3(1991)年度から実施した東部水再生センター等における設備の更新等の影響により、平成5(1993)年度より増加し、平成10(1998)年度以降は7～9億円/年程度で推移しています。

また、市債未償還残高(元金)は、平成17(2005)年度以降の増加傾向から、平成26(2014)年度以降の減少傾向に転じています。令和5(2023)度末で約98.6億円となっています。



出典: 公営企業年鑑(決算統計)

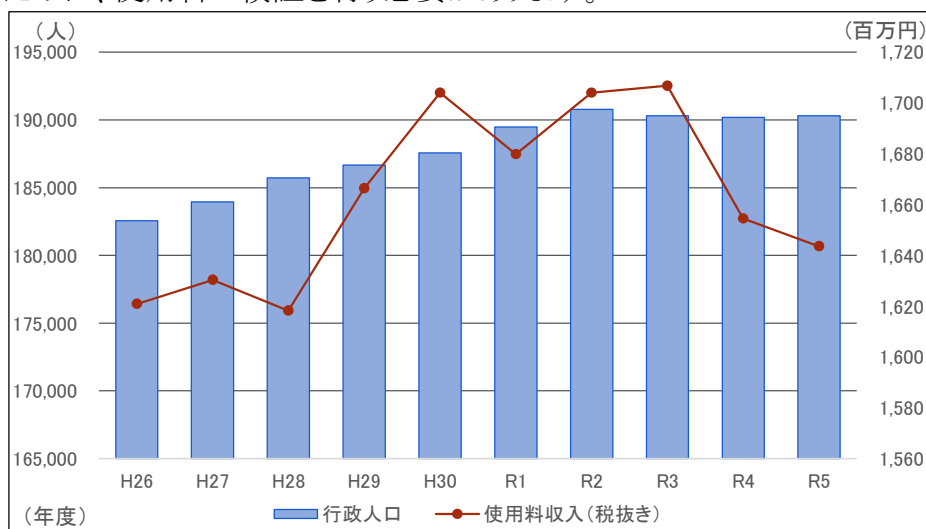
図 6.5 公債費の推移

下水道使用料

三鷹市の下水道使用料収入は、景気の低迷による事業所の撤退や排水量の減少、一般家庭における節水住器の普及等から、平成20(2008)年度より減少傾向にあり、平成23(2011)年度は、東日本大震災に伴う節水意識の高まりも重なり、使用料収入は15億円程度となっていました。その結果、平成22(2010)年より下水道使用料について歳入不足が発生し、一般会計(市税等)から繰入補填(赤字補填)する状況でした。厳しい市の財政状況の中で、使用料の不足に対して赤字補填を続けることは困難であることから、平成26(2014)年4月に14年ぶりとなる使用料改定を行いました。

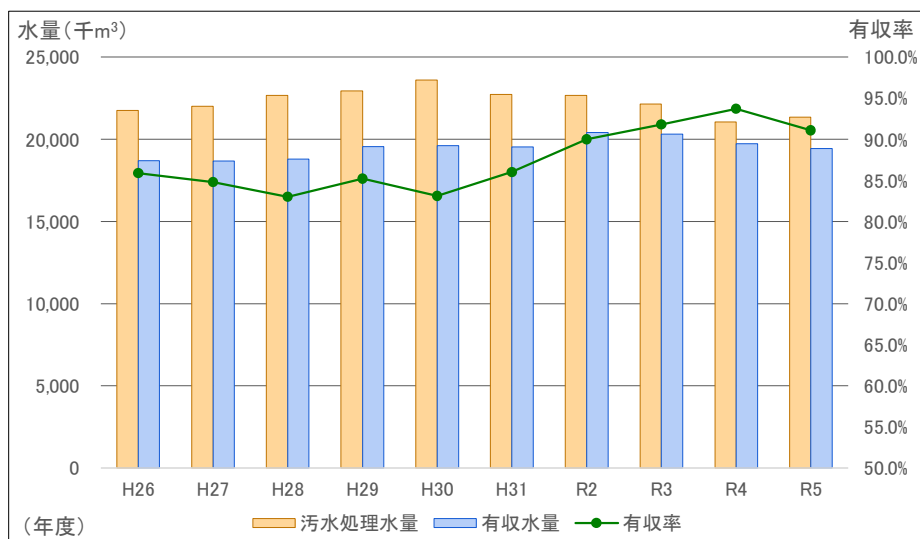
三鷹市の人口は、マンション建設などにより増加傾向にあります。下水道使用料の対象となる有収汚水量は微増となっています。また、下水処理水量のうち有収汚水量が占める割合を示す有収汚水率は、若干の増加傾向にあります。

今後も、施設の老朽化対策等により必要な経費が増加していくことから、その財源を安定的に確保するために、使用料の検証を行う必要があります。



出典：公営企業年鑑(決算統計)

図 6.6 行政人口と使用料収入の推移



出典：公営企業年鑑(決算統計)

図 6.7 汚水処理水量と有収汚水量、有収率の推移

排水量区分別の使用状況としては、ほとんどが1か月当たりの排水量は50m³までとなっており、令和5(2023)年度では、排水量で全体の約84%、件数で約99%を占めています。

一方、1か月当たりの排水量が50m³を超えているのは、件数としては約1%ですが、使用料収入としては全体の約36%を占めています。このうち1か月当たりの排水量が1,000m³を超える大口使用者は、40事業所程度ですが、使用料収入においては約24%となっています。

平成26(2014)年度の使用料改定においては、1か月当たり101m³以上の排出量の区分については、それまでの使用料体系においても使用料で賄う汚水処理の処理原価を超えていることから、単価を据え置きました。しかしながら、依然として特定の使用者に依存する度合いが高くなっている状況にあります。

表 6.4 排水量区分別構成(令和5(2023)年度)

排水量区分	排水量	構成比	件数	構成比	使用料	構成比
	(m ³)	(%)	(件)	(%)	(千円)	(%)
0~8m ³ /月	2,079,734	10.7	497,401	39.5	213,584	11.8
9~20m ³ /月	6,716,455	34.6	479,601	38.1	398,214	22.1
21~30m ³ /月	4,921,908	25.3	199,459	15.8	331,938	18.4
31~50m ³ /月	2,659,809	13.7	73,265	5.8	206,197	11.4
51~100m ³ /月	461,732	2.4	7,181	0.6	44,451	2.5
101~200m ³ /月	265,787	1.4	1,861	0.1	32,804	1.8
201~500m ³ /月	393,830	2.0	1,311	0.1	63,459	3.5
501~1,000m ³ /月	434,571	2.2	594	0.0	91,126	5.0
1,001~2,000m ³ /月	436,511	2.2	327	0.0	106,830	5.9
2,001m ³ /月~	1,030,167	5.3	162	0.0	318,836	17.6
浴場汚水	48,000	0.2	48	0.0	581	0.0
合計	19,448,504	100.0	1,261,210	100.0	1,808,020	100.0

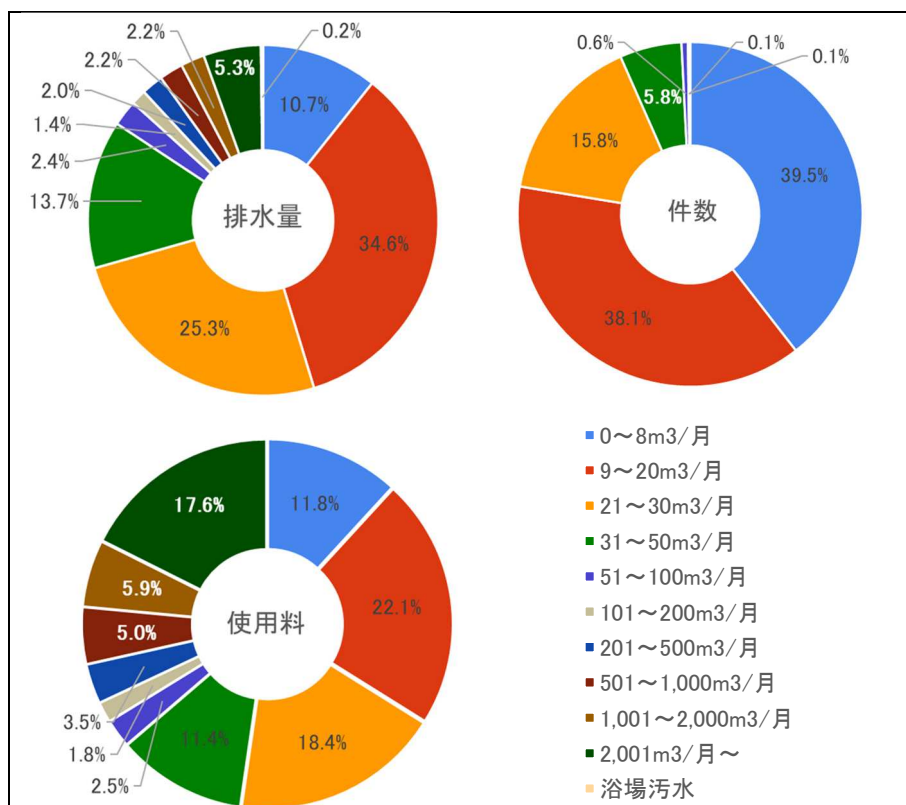


図 6.8 排水量区分別構成(令和5(2023)年度)

排水量区分別の使用料収入の推移としては、1か月当たりの排水量が50m³までの区分が人口増や新型コロナウイルス感染症の影響に伴い微増傾向にあり、18億円を上回っていましたが、新型コロナウイルス感染症の収束を受けゆるやかに減少傾向となっています。

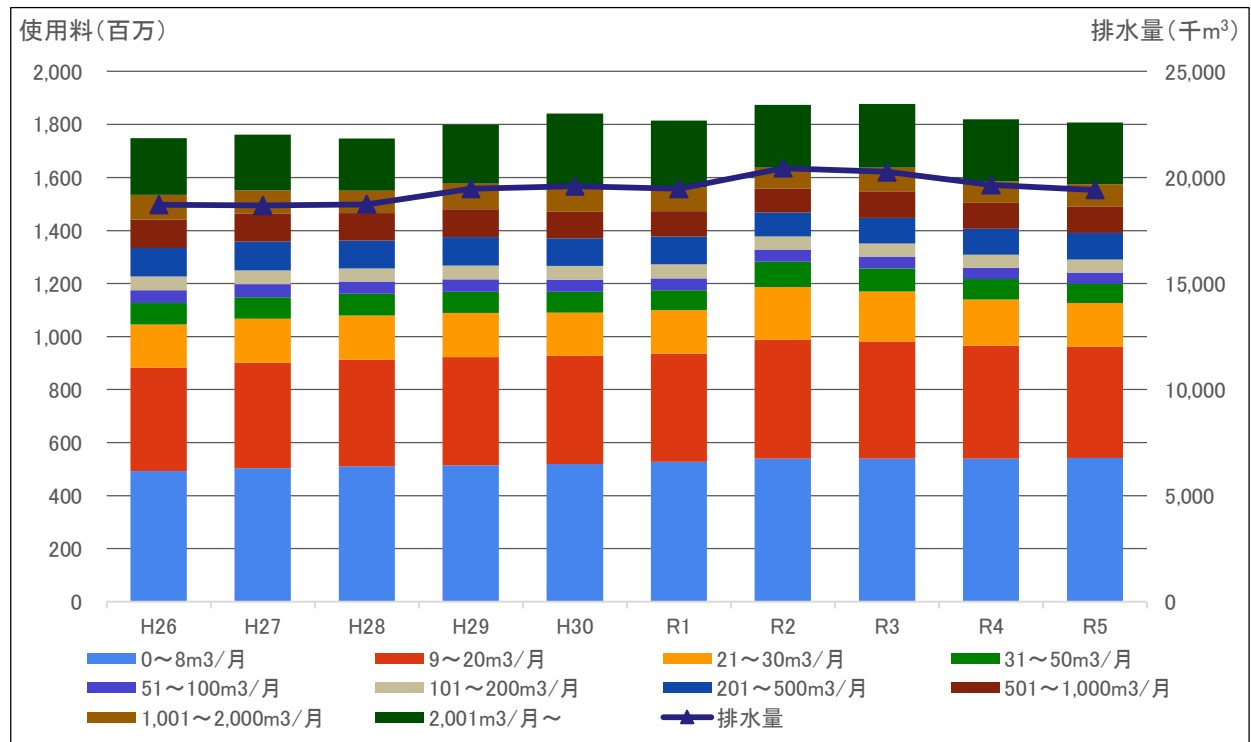


図 6.9 排水量区分別の排水量及び使用料収入の推移

汚水処理原価

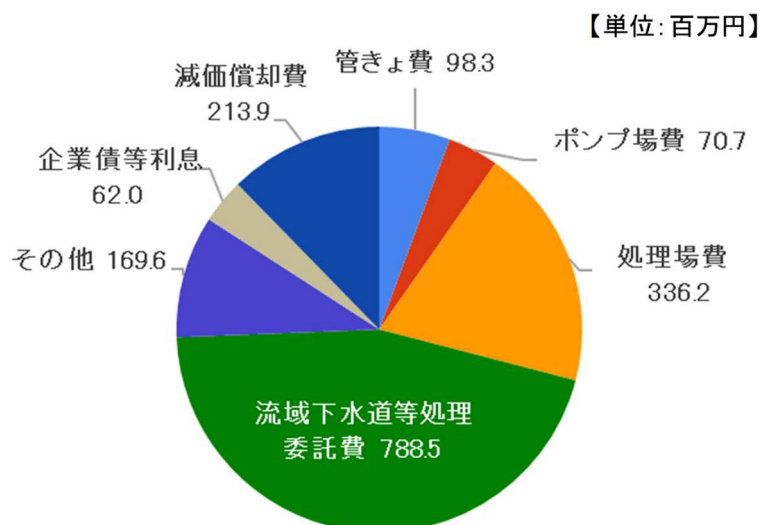
汚水処理施設の整備推進と適切な維持管理は、国や地方公共団体の責務であること、一方で使用者は汚水処理施設の整備により生活環境改善等の利益を受けることや、水質汚濁の原因者であること等を踏まえて、国、地方公共団体と使用者の双方で適正な費用負担が必要です。

下水道事業の管理運営に係る費用負担のあり方については、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、基本的には「雨水に係るものは公費」で、「汚水に係るものは私費(使用料)」で負担するものとされています(雨水公費・汚水私費の原則:第1次から第5次「下水道財政研究委員会」提言)。ただし、下水道の公共的役割を考慮し、汚水に係る費用のうち、一定の基準を満たすものは公費負担とされており、「下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費」の全額や、「水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費」の一部は公費負担となっており、平成18(2006)年度には「分流式下水道等に要する経費」についても新たに公費負担となっています。

(経費)	私費負担分		公費負担分
(財源)	使用料収入	繰出基準に基づかない繰入金	繰出基準に基づく繰入金
		一般会計繰入金	

図 6.10 負担区分とその財源概念図

令和5(2023)年度の汚水処理費は、約17.4億円となっており、その割合は管路やポンプ場、東部水再生センターの維持管理に係る経費が29%、井の頭・烏山・野川処理区の汚水処理を東京都に委託する経費が45%、資本費に該当する企業債等利息が16%、減価償却費が12%となっています。



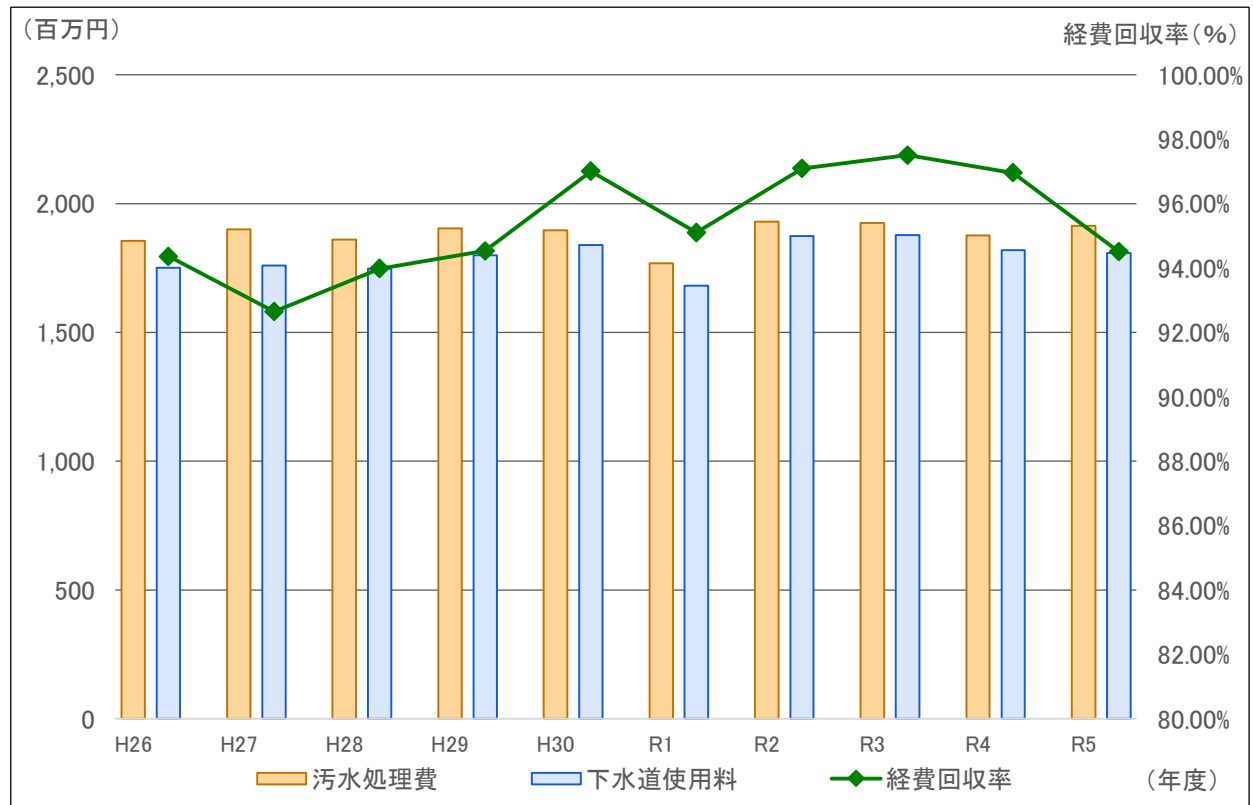
出典:決算統計(令和5年度)

図 6.11 汚水処理費の内訳(令和5(2023)年度)

経費回収率

近年、汚水処理費については、約17～19億円/年程度で推移しており、平成26(2014)年度の使用料改定後一定の回復はみられましたが使用料収入で汚水処理費を賄えない状況です。こうした不足額については、一般会計からの繰入金で充当しており、他の一般行政サービスへの影響が懸念される状況となっています。

事業の平準化や効率的な維持管理により経費の縮減に取り組むとともに、収入の確保を図り、収支バランスを保っていく必要があります。



出典：公営企業年鑑(決算統計)

図 6.12 汚水処理費と財源の推移

多摩地区26市の下水道使用料単価と汚水処理原価について整理した結果を以下に示します。

下水道使用料単価とは、年間有収水量 1m^3 当たりの下水道使用料収入を意味しており、本市の下水道使用料は、使用量が増えるにつれ、料金単価が高い体系(逡増型)を採用しておりますが、26市の平均と比較し、若干低い傾向にあります。

また、汚水処理原価とは、年間有収水量 1m^3 当たりの汚水処理費用を意味しており、26市の平均値と比較し若干低い傾向にあります。

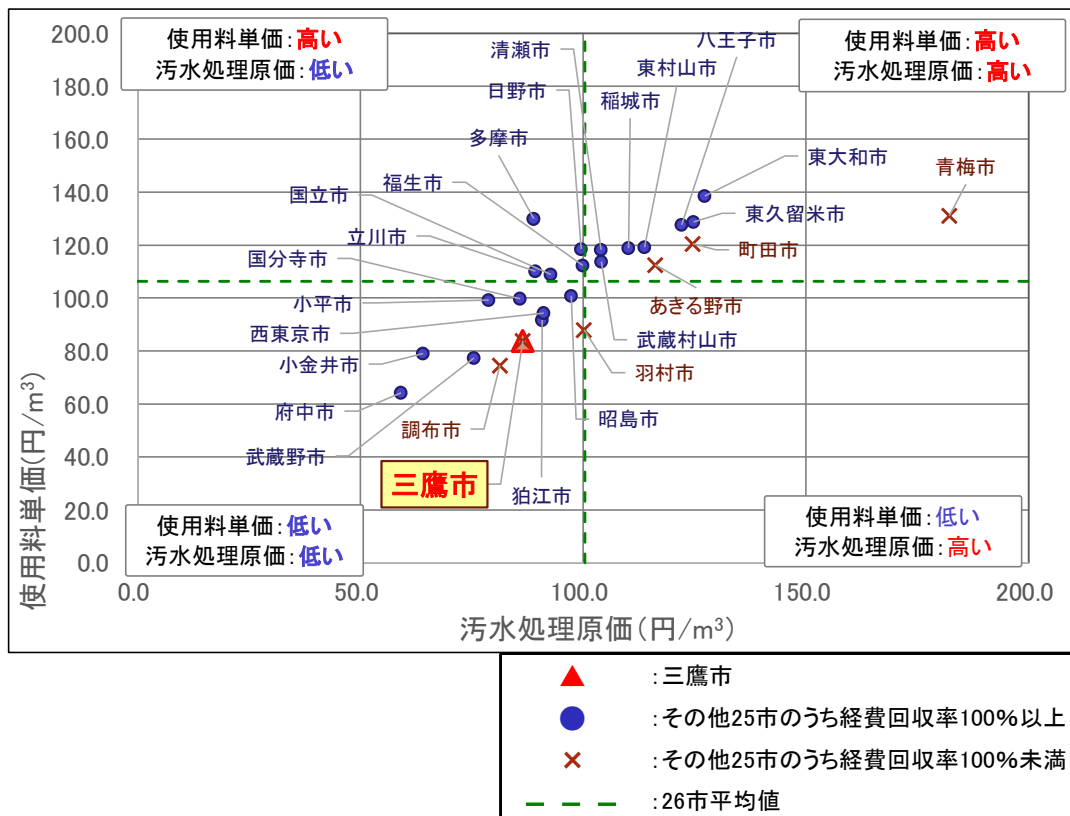


図 6.13 多摩地区 26 市下水道使用料単価と汚水処理原価の比較

6.3. 将来財政計画

投資計画

投資計画は、将来にわたって安定的に事業を継続していくために必要となる施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画です。経営戦略期間内で投資が必要な事業と金額を以下に示します。

10年間の投資計画のうち、老朽化対策(処理場・ポンプ場)が最も金額が大きく全体の約35%を占めています。また、開始時期及び金額において不確定な要素は多いですが、令和12(2030)年度以降の流域編入のための費用が多く発生する予定となっています。

10年間の建設改良費は全体で約140億円となる見込みです。

表 6.5 投資計画(建設改良費)の事業費内訳

事業	百万円	構成比
管きよ整備事業	2,264	16.19%
老朽化対策(管路)	1,410	10.08%
都市型水害対策事業	299	2.14%
老朽化対策(処理場ポンプ場)	4,900	35.04%
編入事業	3,260	23.31%
流域下水道建設事業費負担金	503	3.60%
その他負担金	1,348	9.64%
計	13,984	100.00%

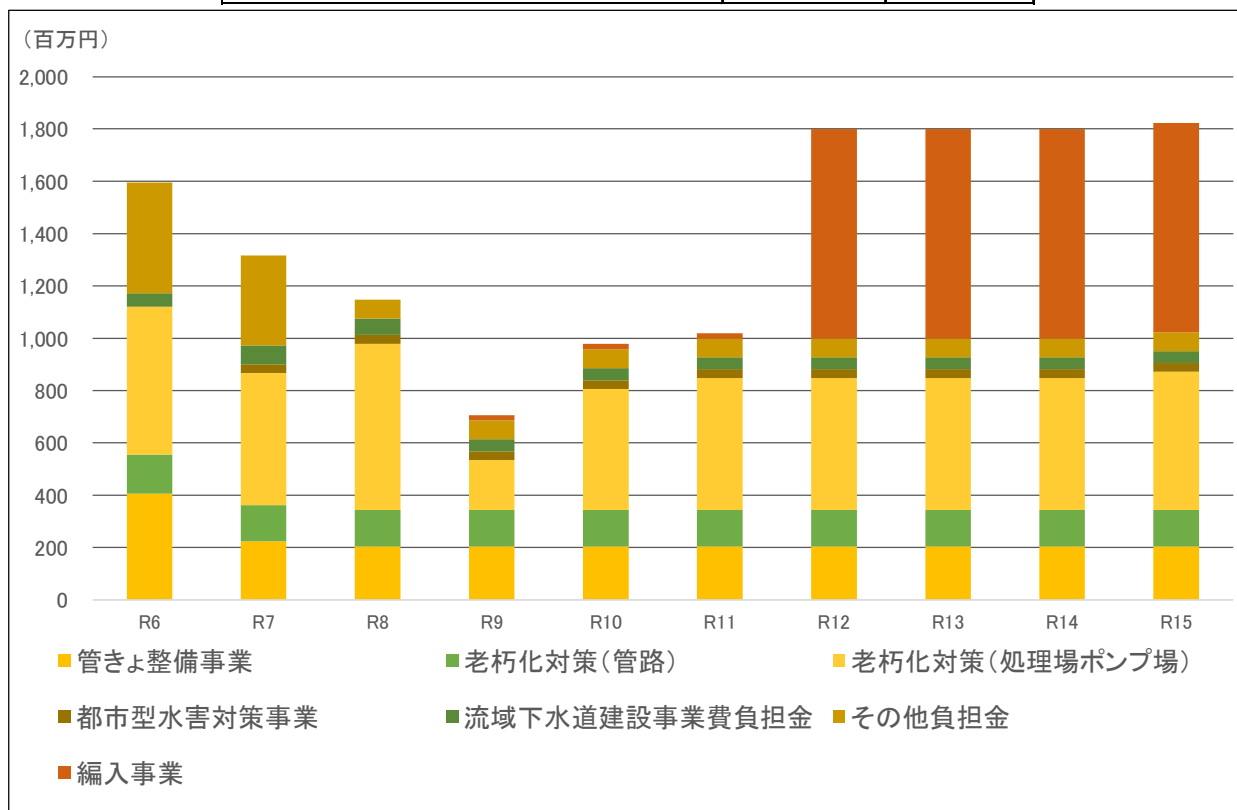


図 6.14 投資計画(建設改良費)の事業費内訳

収益的収支

経営戦略期間内の使用料収入は、行政人口の微増により若干の増加傾向ですが、費用は物価の上昇や電力料金の高騰を踏まえ、増加する見込みです。

ただし、維持管理費用の増加に対しては、雨水処理負担金等の収入も増加します。また、改築更新の実施により、資本費も増加します。

令和15(2033)年度の収益は、37.3億円となります。令和6(2024)年度の33.5億円と比較し、約11%の増(3.8億円)となります。令和15(2033)年度の費用は、35.7億円となります。令和6(2024)年度の31.3億円と比較し、約14%(4.4億円)の増となります。

損益は、基準外の繰入により、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までは純利益が、1.0億円～2.3億円と推移します。収益的収入に対し行う他会計補助金(基準外)は、汚水処理費と使用料収入のギャップを充当するため繰入されているものも一部ありますが、大部分は4条の収入と支出のギャップを充当するための補填財源となります。

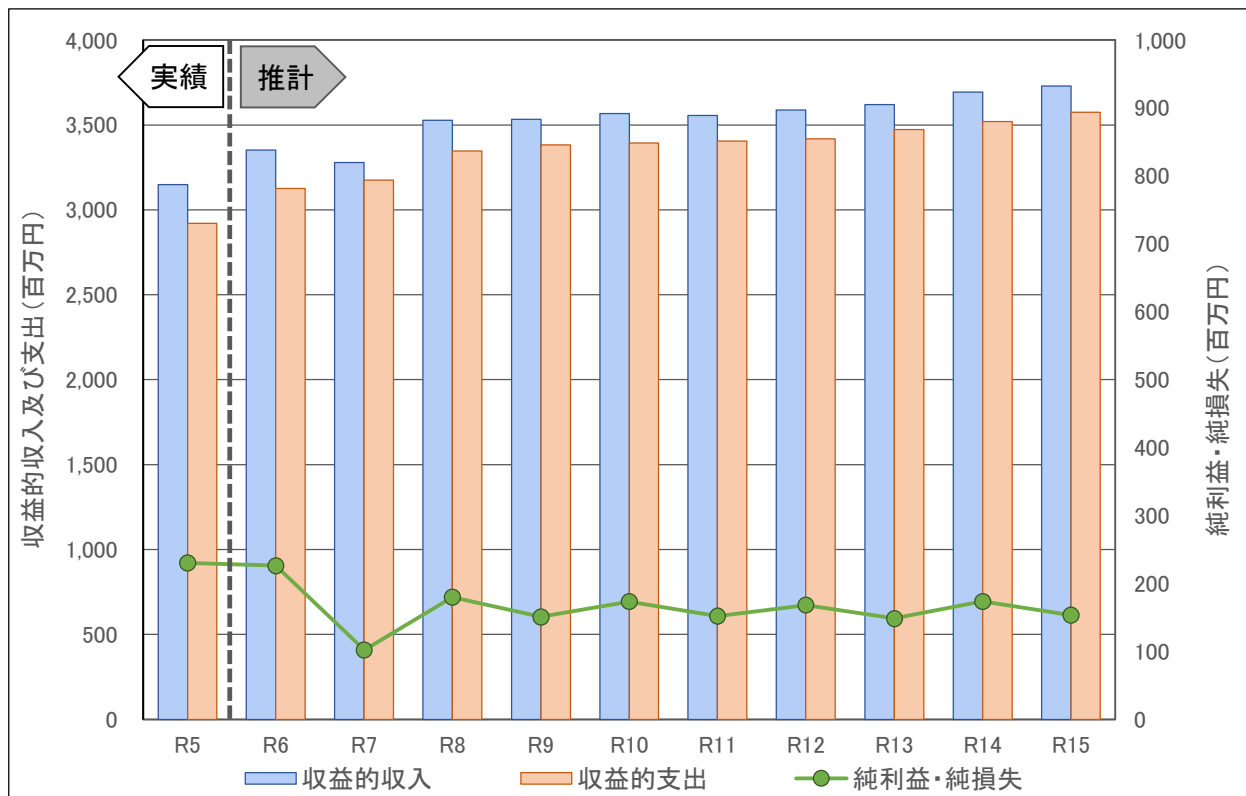


図 6.15 収益的収支の見通し

なお、将来の行政人口の予測は、令和32(2050)年度までは「三鷹市将来人口推計(令和5年(2023)年9月)」に基づき推計を行っています。この予測では、令和15(2033)年度までは緩やかに人口が微増し、190,888人をピークに緩やかに減少傾向へ転じる推計となっています。また、処理区域内人口は行政人口としています。

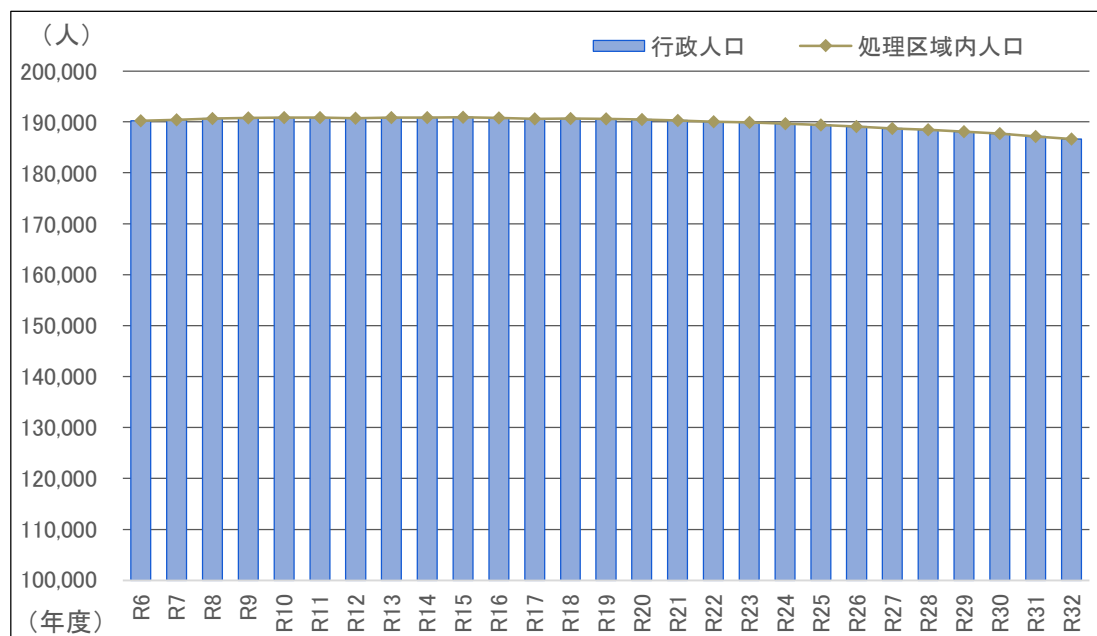


図 6.16 行政人口・処理区内人口の見通し

将来の使用料収入は人口の増減の影響を受けますが、経営戦略期間の令和15(2033)年度までは概ね18億円程度を横ばい傾向で推移する予測となっています。

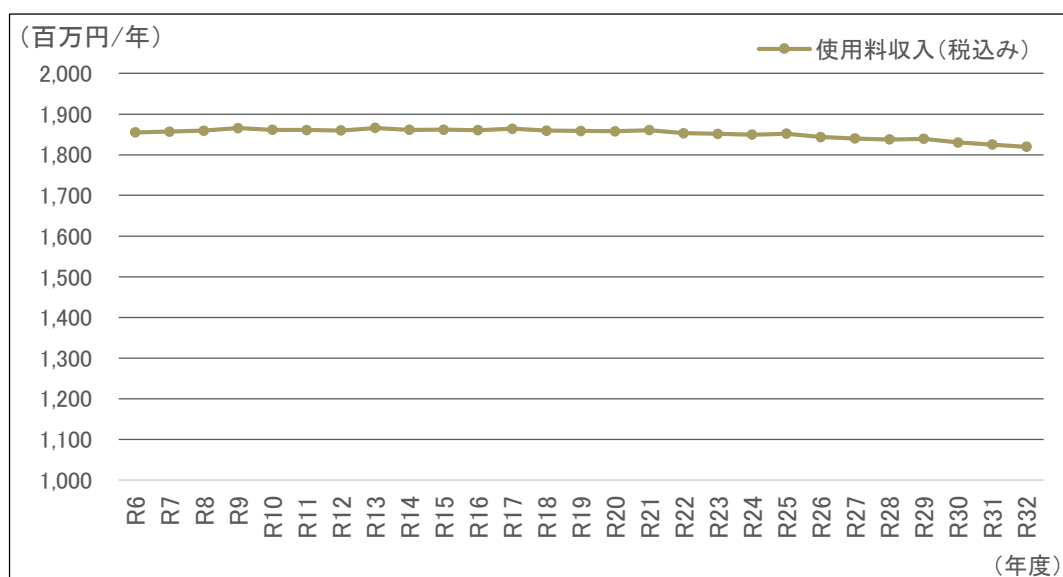


図 6.17 使用料収入の見通し

資本的収支

建設改良に関わる財源は、企業債のほか、国及び都補助金及び工事負担金を見込みます。

元金償還に関わる財源は、損益勘定留保資金(減価償却費から長期前受金戻入を差し引いた額)が補填財源として充てられます。また、元金償還のうち減価償却費を超える金額の部分は、他会計からの補助金(基準外の繰入)で補てんします。

令和15(2033)年度の資本的収入は、18.7億円となります。令和6(2024)年度の16.3億円と比較し、約14%の増(2.4億円)となります。

また、令和15(2033)年度の資本的支出は、27.1億円となります。令和6(2024)年度の23.3億円と比較し、約16%の増(3.8億円)となります。

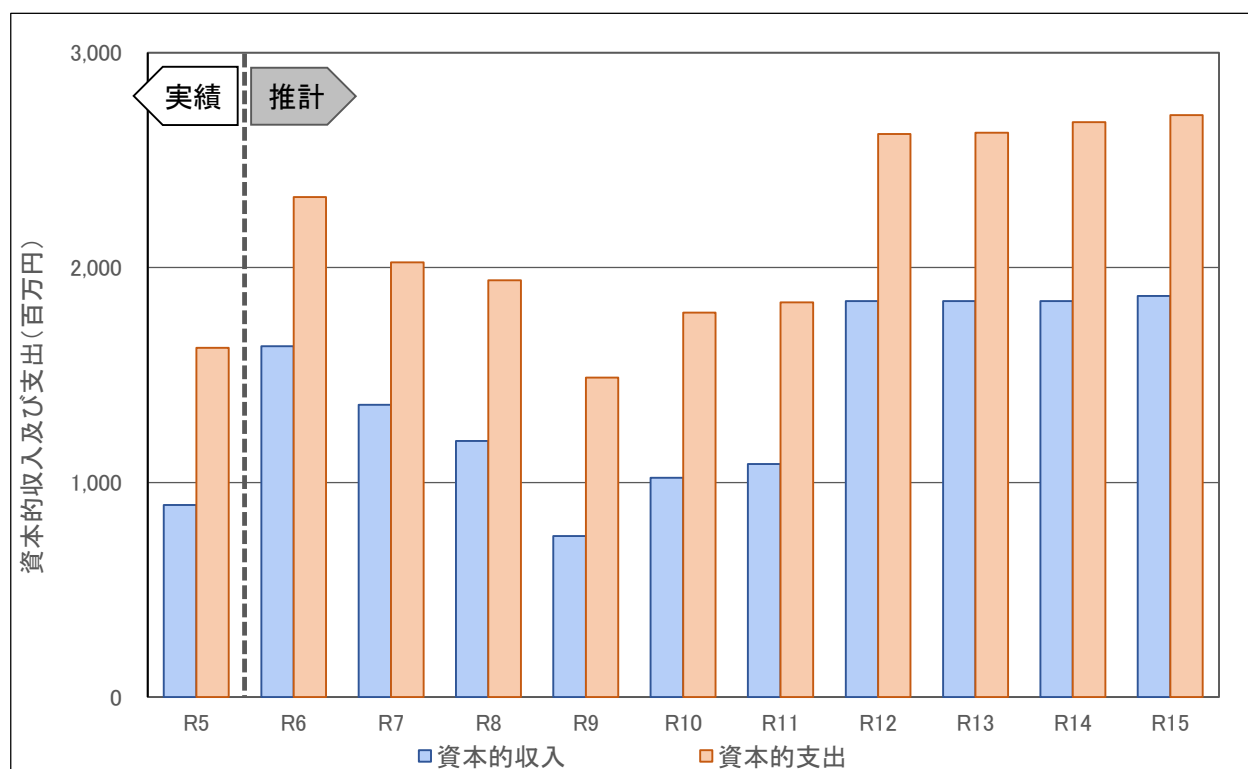


図 6.18 資本的収支の見通し

一般会計繰入金

国の定める繰出基準に基づき一般会計からの繰入(基準内繰入)を行っています。基準内で収支が不足する分については、基準外による繰入を行います。このため、将来の一般会計からの繰入は増加する見込みとなっています。

令和15(2033)年度の一般会計繰入金は、16.6億円となります。令和6(2024)年度の13.3億円と比較し、増加が見込まれます。

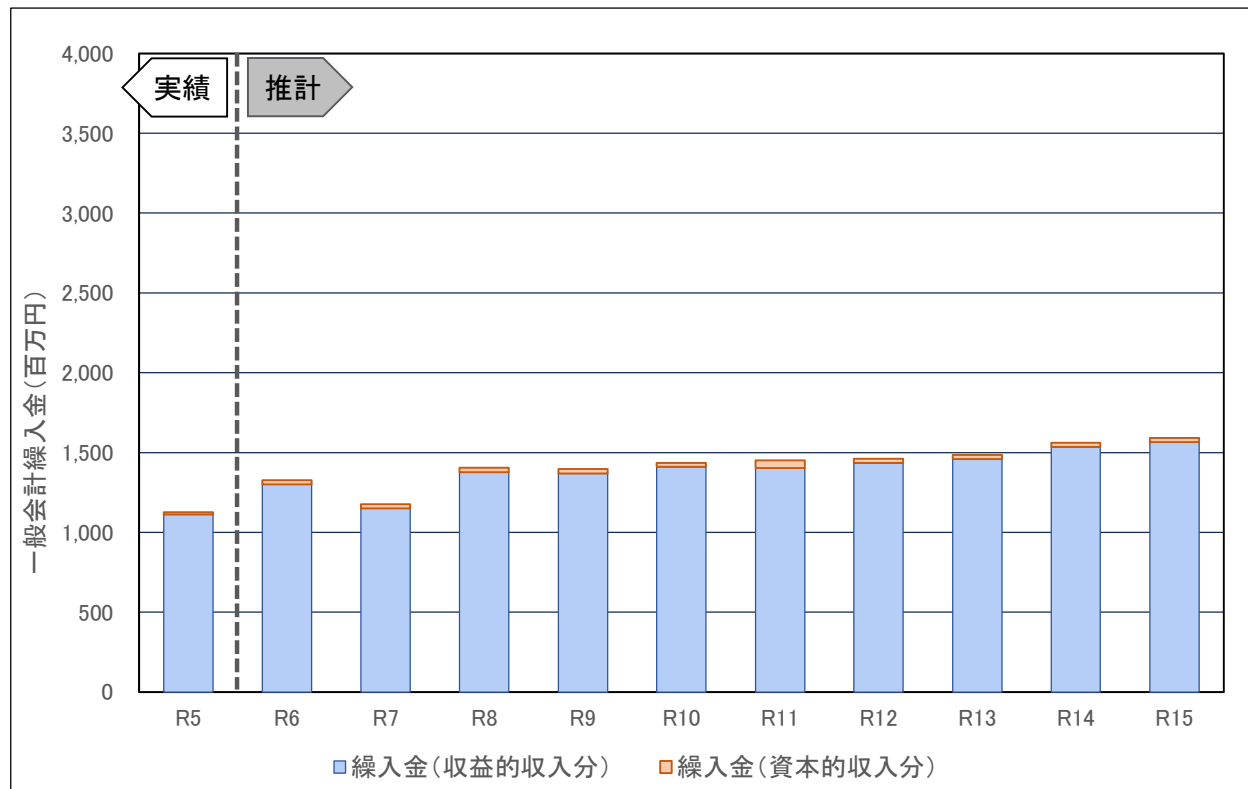


図 6.19 一般会計繰入金の見通し

市債償還等の見通し

公債費(企業債の償還金)は、年々増加する予測となっております。

令和5年(2023)度末現在における企業債残高は約98.6億円ですが、経営戦略期間内に新たに借り入れを行うため、令和15(2033)年度末における企業債の残高は約138億円となる見通しです。特に、投資計画で建設改良費が大きくなる令和12(2030)年度から企業債残高が増加する見込みとなっております。

また、企業債償還金は、令和6(2024)年度の6.6億円から令和15(2033)年度の8.4億円に約28%(1.8億円)の増加見込みとなります。

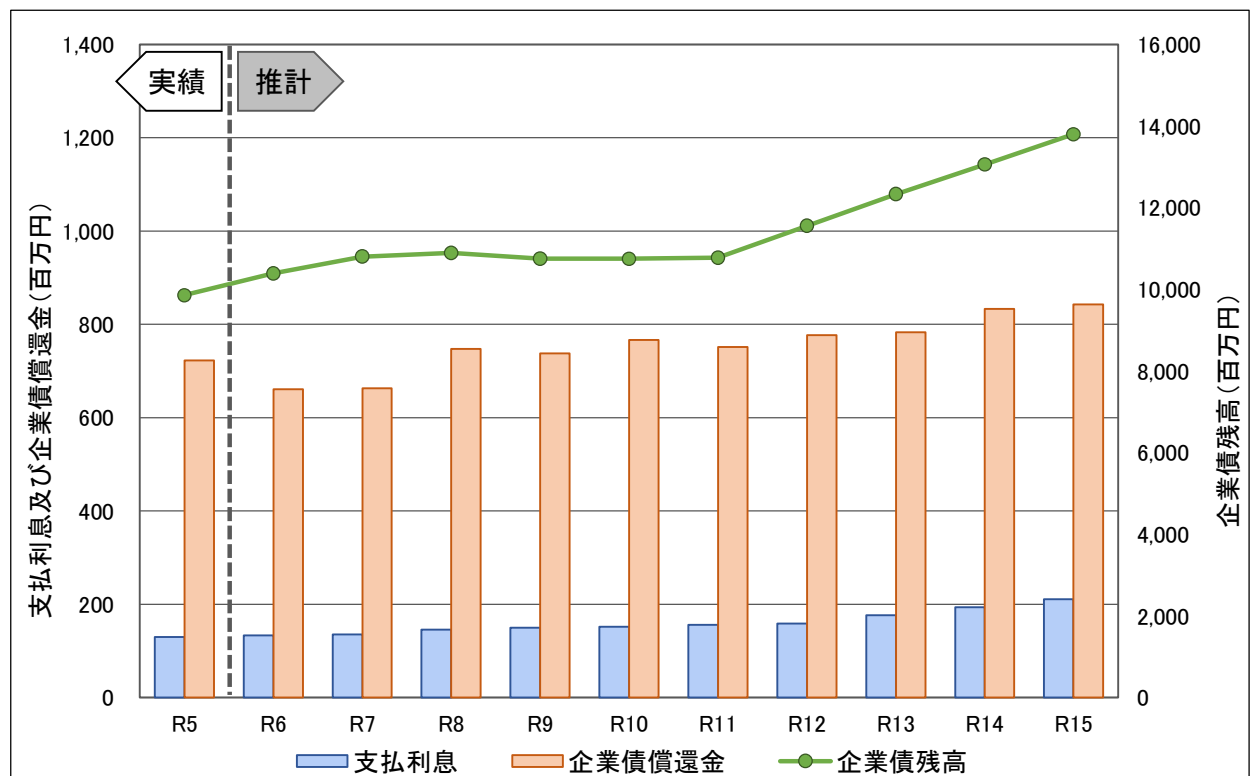


図 6.20 企業債(市債)の見通し

減価償却費・長期前受金戻入

減価償却費は増加傾向にあります。

令和15(2033)年度の減価償却費は、9.8億円となります。令和6(2024)年度の8.0億円と比較し、約22%の増(1.8億円)となります。

また、長期前受金戻入額は横ばい傾向です。

令和15(2033)年度の長期前受金戻入額は、3.5億円となります。令和6(2024)年度の3.4億円と比較し、約4%の増(0.1億円)となります。

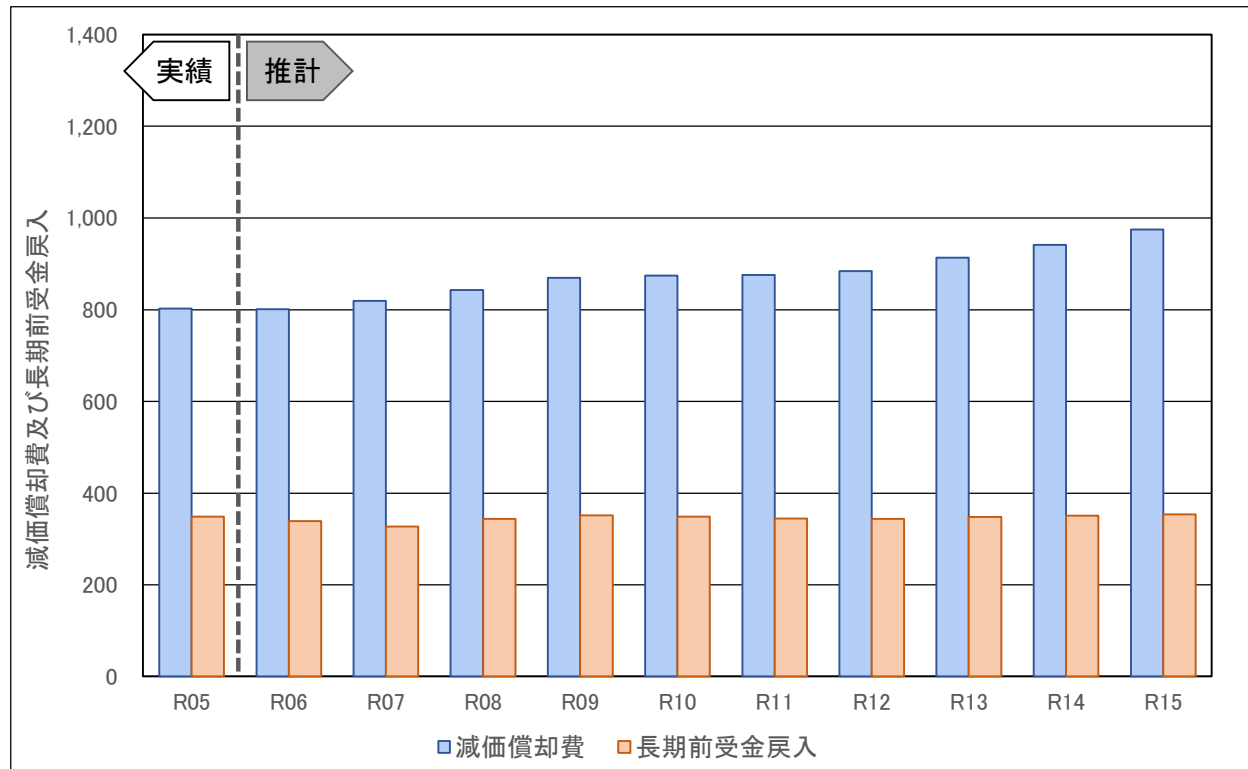


図 6.21 減価償却費・長期前受金戻入の見通し

6.4. 使用料の適正化に向けた検証

使用料の基本的な考え方

各家庭や事業所で排出された汚水は、終末処理場にて処理され河川へ放流されます。これらの汚水処理に必要な経費については、下水道の利用者が「下水道使用料」として負担をしています。

下水道事業は地方公営企業法に基づき、事業に必要な経費は、経営に伴う下水道使用料をもって充てる「独立採算」を原則としています。汚水処理経費は下水道で全て賄うこと(経費回収率が100%以上であること)が求められています。

現状と将来予測

令和5(2023)年度(決算値)の経費回収率は94.51%となっており、100%を下回っている状態にあります。また、経費回収率の見通しは、物価上昇や電力使用量の高騰を踏まえた将来的な汚水処理原価の上昇に伴い、減少傾向が予想され、経営戦略期間内で約80%を下回る見込みとなっています。処理経費のうち、使用料収入で賄えない費用分については、内部留保資金(元金償還額と減価償却費から長期前受金戻入を差し引いた額)で補填を行いますが、内部留保資金でも補填できない費用については、他会計繰入金として一般会計からの繰り入れを行っている状況です。今後は、元金償還を含めた資金繰りで一般会計からの基準外操出も増加する見通しとなっています。

経費回収率が80%を下回る可能性が高い令和14(2032)年度前後では、一般会計からの基準外繰入金が令和5(2023)年度の約2.5億円から約5.5億円まで増加する見込みとなっています。

このため、老朽化対策や流域下水道への編入等に係る施設整備を精査しつつ、適正な使用料のあり方について、検証を行っていく必要があります。

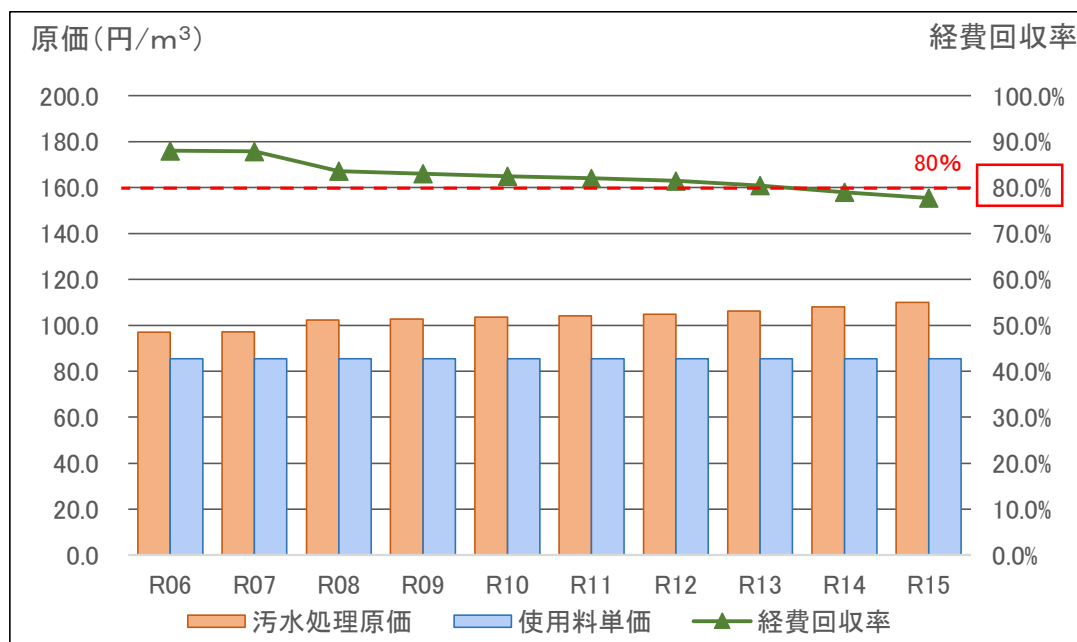


図 6.22 経費回収率の見通し

6.5. 投資・財政計画(収支計画)

令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間の投資・財政計画(収支計画)は次のとおりです。

表 6.6 収益的収支計画1

区 分		年 度		
		令和4年度 2022年度 (決算)	令和5年度 2023年度 (決算)	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	2,532,064	2,500,119	
	(1) 料金収入	1,654,566	1,643,655	
	(2) 他会計負担金	833,122	813,510	
	(3) 受託工事収益 (B)	43,438	42,159	
	(4) その他の他	938	795	
	2. 営業外収益	590,787	648,947	
	(1) 補助金	232,009	299,119	
	他会計補助金	232,009	299,119	
	その他補助金	-	-	
	(2) 長期前受金戻入	358,688	348,600	
	(3) その他の他	90	1,228	
	収入計 (C)	3,122,851	3,149,066	
	収 益 的 支 出	1. 営業費用	2,739,464	2,744,186
		(1) 職員給与費	153,881	160,996
		基本給	63,685	62,838
		退職給付費	9,640	13,554
		その他の他	80,556	84,604
		(2) 経費	983,748	991,495
		通信運搬費	600	613
委託費		615,371	641,046	
動力費		132,902	104,216	
薬品費		20,964	27,516	
修繕費		98,603	95,415	
工事請負費		84,841	91,483	
材料費		7,303	7,926	
その他の他		23,164	23,280	
(3) 流域下水道等処理費		802,621	788,514	
(4) 減価償却費		799,147	802,807	
(5) 資産減耗費		67	374	
2. 営業外費用		178,684	174,674	
(1) 支払利息		139,314	129,925	
(2) その他の他	39,370	44,749		
支出計 (D)	2,918,148	2,918,860		
経常損益 (C)-(D) (E)	204,703	230,206		
特別利益 (F)	-	-		
特別損失 (G)	50	179		
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 50	△ 179		
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	204,653	230,027		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)				
流動資産 (J)				
うち未収金				
流動負債 (K)				
うち建設改良費分				
うち一時借入金				
うち未払金				
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	-	-		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)	-	-		
営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B) (M)	2,488,626	2,457,960		

表 6.7 収益の収支計画2

(単位:千円, %)

区 分		年 度	令和6年度 2024年度 (推計値)	令和7年度 2025年度 (推計値)	令和8年度 2026年度 (推計値)	令和9年度 2027年度 (推計値)	令和10年度 2028年度 (推計値)
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		2,688,965	2,633,395	2,688,376	2,702,857	2,703,199
	(1) 料 金 収 入		1,667,621	1,687,836	1,690,127	1,695,906	1,691,845
	(2) 他 会 計 負 担 金		976,086	900,301	952,991	961,693	966,096
	(3) 受 託 工 事 収 益 (B)		44,349	44,349	44,349	44,349	44,349
	(4) そ の 他		909	909	909	909	909
	2. 営 業 外 収 益		663,376	643,335	838,473	829,688	863,559
	(1) 補 助 金		323,898	316,178	494,471	477,906	514,088
	他 会 計 補 助 金		323,898	316,178	494,471	477,906	514,088
	そ の 他 補 助 金		-	-	-	-	-
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		339,430	327,109	343,954	351,734	349,423
	(3) そ の 他		48	48	48	48	48
	収 入 計 (C)		3,352,341	3,276,730	3,526,849	3,532,545	3,566,758
	1. 営 業 費 用		2,991,925	3,038,610	3,201,278	3,232,069	3,241,480
	(1) 職 員 給 与 費		171,979	171,979	171,979	171,979	171,979
	基 本 給		64,447	64,447	64,447	64,447	64,447
	退 職 給 付 費		17,609	17,609	17,609	17,609	17,609
	そ の 他		89,923	89,923	89,923	89,923	89,923
	(2) 経 費		1,115,605	1,144,045	1,148,494	1,152,640	1,157,137
	通 信 運 搬 費		675	675	675	675	675
委 託 費		693,045	684,906	688,490	691,768	695,391	
動 力 費		133,576	134,248	134,922	135,599	136,279	
薬 品 費		37,979	38,169	38,360	38,551	38,745	
修 繕 費		110,014	145,731	145,731	145,731	145,731	
工 事 請 負 費		102,478	102,478	102,478	102,478	102,478	
材 料 費		9,026	9,026	9,026	9,026	9,026	
そ の 他		28,812	28,812	28,812	28,812	28,812	
(3) 流 域 下 水 道 等 処 理 費		902,998	903,159	1,037,509	1,037,518	1,037,527	
(4) 減 価 償 却 費		800,754	818,838	842,707	869,343	874,248	
(5) 資 産 減 耗 費		589	589	589	589	589	
2. 営 業 外 費 用		134,078	136,276	145,640	149,749	152,119	
(1) 支 払 利 息		134,078	136,276	145,640	149,749	152,119	
(2) そ の 他		-	-	-	-	-	
支 出 計 (D)		3,126,003	3,174,886	3,346,918	3,381,818	3,393,599	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		226,338	101,844	179,931	150,727	173,159	
特 別 利 益 (F)		-	-	-	-	-	
特 別 損 失 (G)		98	-	-	-	-	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 98	-	-	-	-	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		226,240	101,844	179,931	150,727	173,159	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)							
流 動 資 産 (J)							
う ち 未 収 金							
流 動 負 債 (K)							
う ち 建 設 改 良 費 分							
う ち 一 時 借 入 金							
う ち 未 払 金							
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		-	-	-	-	-	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		-	-	-	-	-	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		2,644,616	2,589,046	2,644,027	2,658,508	2,658,850	

表 6.8 収益の収支計画3

(単位:千円, %)

区 分		年 度	令和11年度 2029年度 (推計値)	令和12年度 2030年度 (推計値)	令和13年度 2031年度 (推計値)	令和14年度 2032年度 (推計値)	令和15年度 2033年度 (推計値)
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		2,706,003	2,709,022	2,730,473	2,741,402	2,756,782
	(1) 料 金 収 入		1,691,572	1,690,427	1,696,070	1,691,872	1,692,090
	(2) 他 会 計 負 担 金		969,173	973,337	989,145	1,004,272	1,019,434
	(3) 受 託 工 事 収 益 (B)		44,349	44,349	44,349	44,349	44,349
	(4) そ の 他		909	909	909	909	909
	2. 営 業 外 収 益		849,479	877,064	888,865	952,327	971,198
	(1) 補 助 金		504,197	532,993	540,781	601,490	616,747
	他 会 計 補 助 金		504,197	532,993	540,781	601,490	616,747
	そ の 他 補 助 金		-	-	-	-	-
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		345,234	344,023	348,036	350,789	354,403
	(3) そ の 他		48	48	48	48	48
	収 入 計 (C)		3,555,482	3,586,086	3,619,338	3,693,729	3,727,980
	1. 営 業 費 用		3,247,951	3,259,001	3,293,794	3,325,717	3,363,352
	(1) 職 員 給 与 費		171,979	171,979	171,979	171,979	171,979
	基 本 給		64,447	64,447	64,447	64,447	64,447
	退 職 給 付 費		17,609	17,609	17,609	17,609	17,609
	そ の 他		89,923	89,923	89,923	89,923	89,923
	(2) 経 費		1,162,223	1,165,869	1,170,096	1,174,684	1,178,957
	通 信 運 搬 費		675	675	675	675	675
	委 託 費		699,598	702,360	705,701	709,396	712,772
動 力 費		136,963	137,652	138,342	139,037	139,736	
薬 品 費		38,940	39,135	39,331	39,529	39,727	
修 繕 費		145,731	145,731	145,731	145,731	145,731	
工 事 請 負 費		102,478	102,478	102,478	102,478	102,478	
材 料 費		9,026	9,026	9,026	9,026	9,026	
そ の 他		28,812	28,812	28,812	28,812	28,812	
(3) 流 域 下 水 道 等 処 理 費		1,037,537	1,037,547	1,037,557	1,037,567	1,037,577	
(4) 減 価 償 却 費		875,623	883,017	913,573	940,898	974,250	
(5) 資 産 減 耗 費		589	589	589	589	589	
2. 営 業 外 費 用		155,711	158,952	177,110	194,440	211,318	
(1) 支 払 利 息		155,711	158,952	177,110	194,440	211,318	
(2) そ の 他		-	-	-	-	-	
支 出 計 (D)		3,403,662	3,417,953	3,470,904	3,520,157	3,574,670	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		151,820	168,133	148,434	173,572	153,310	
特 別 利 益 (F)		-	-	-	-	-	
特 別 損 失 (G)		-	-	-	-	-	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		-	-	-	-	-	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		151,820	168,133	148,434	173,572	153,310	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)							
流 動 資 産 (J)							
う ち 未 収 金							
流 動 負 債 (K)							
う ち 建 設 改 良 費 分							
う ち 一 時 借 入 金							
う ち 未 払 金							
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		-	-	-	-	-	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		-	-	-	-	-	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		2,661,654	2,664,673	2,686,124	2,697,053	2,712,433	

表 6.9 資本的収支計画1

(単位:千円)

区 分		年 度	令和4年度 2022年度 (決 算)	令和5年度 2023年度 (決 算)
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	853,500	611,700
		うち資本費平準化債		
		2. 他 会 計 出 資 金		
		3. 他 会 計 補 助 金	20,459	14,325
		4. 他 会 計 負 担 金		
		5. 他 会 計 借 入 金		
		6. 国(都道府県)補助金	352,155	249,049
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金		
		8. 工 事 負 担 金	21,414	19,249
	9. そ の 他	-	-	
	計 (A)	1,247,528	894,323	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	
	純 計 (A)-(B) (C)	1,247,528	894,323	
収 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	1,207,264	860,223
		うち職員給与費	36,471	35,403
		2. 流 域 下 水 道 建 設 負 担 金	26,054	42,110
		3. 企 業 債 償 還 金	722,826	723,115
		4. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		
		5. 他 会 計 へ の 支 出 金		
		6. そ の 他	-	-
計 (D)	1,956,144	1,625,448		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			708,616	731,125
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	440,526	454,581
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	193,920	225,967
		3. 繰 越 工 事 資 金		
		4. そ の 他	74,170	50,577
計 (F)	708,616	731,125		
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)			-	-
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)				
企 業 債 残 高 (H)			9,971,254	9,859,839

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度	令和4年度 2022年度 (決 算)	令和5年度 2023年度 (決 算)
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分		1,065,131	1,112,629
	うち基準内繰入金		906,482	865,474
	うち基準外繰入金		158,649	247,155
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分		20,459	14,325
	うち基準内繰入金		20,459	14,325
	うち基準外繰入金			-
合 計			1,085,590	1,126,954

表 6.10 資本的収支計画2

(単位:千円)

区 分		年 度				
		令和6年度 2024年度 (推計値)	令和7年度 2025年度 (推計値)	令和8年度 2026年度 (推計値)	令和9年度 2027年度 (推計値)	令和10年度 2028年度 (推計値)
資本的 収入	1. 企業債	1,196,600	1,073,700	838,300	597,200	762,900
	うち資本費平準化債					
	2. 他会計出資金					
	3. 他会計補助金	28,581	26,649	26,491	26,459	26,579
	4. 他会計負担金					
	5. 他会計借入金					
	6. 国(都道府県)補助金	332,173	241,860	308,200	107,650	213,930
	7. 固定資産売却代金					
	8. 工事負担金	18,841	18,782	18,782	18,782	18,782
	9. その他	58,201	-	-	-	-
	計 (A)	1,634,396	1,360,991	1,191,773	750,091	1,022,191
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-
	純計 (A)-(B) (C)	1,634,396	1,360,991	1,191,773	750,091	1,022,191
	資本的 支出	1. 建設改良費	1,613,516	1,290,039	1,129,776	684,568
うち職員給与費		37,384	37,384	37,384	37,384	37,384
2. 流域下水道建設負担金		51,513	70,952	61,997	65,523	65,523
3. 企業債償還金		661,433	663,062	748,173	737,825	767,473
4. 他会計長期借入返還金						
5. 他会計への支出金						
6. その他		1,462	-	-	-	-
計 (D)	2,327,924	2,024,053	1,939,946	1,487,916	1,789,664	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E) (D)-(C)		693,528	663,062	748,173	737,825	767,473
補填財源	1. 損益勘定留保資金	461,913	492,318	499,342	518,198	525,414
	2. 利益剰余金処分額	149,749	101,844	179,931	150,727	173,159
	3. 繰越工事資金					
	4. その他	81,866	68,900	68,900	68,900	68,900
計 (F)	693,528	663,062	748,173	737,825	767,473	
補填財源不足額 (E)-(F)		-	-	-	-	-
他会計借入金残高 (G)						
企業債残高 (H)		10,395,006	10,805,644	10,895,771	10,755,146	10,750,573

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度				
		令和6年度 2024年度 (推計値)	令和7年度 2025年度 (推計値)	令和8年度 2026年度 (推計値)	令和9年度 2027年度 (推計値)	令和10年度 2028年度 (推計値)
収益的収支分		1,299,984	1,216,479	1,447,462	1,439,599	1,480,184
	うち基準内繰入金	1,035,959	960,098	1,012,488	1,020,890	1,024,893
	うち基準外繰入金	264,025	256,381	434,974	418,709	455,291
資本的収支分		28,581	26,649	26,491	26,459	26,579
	うち基準内繰入金	14,959	15,084	15,488	16,013	16,462
	うち基準外繰入金	13,622	11,565	11,003	10,446	10,117
合 計		1,328,565	1,243,128	1,473,953	1,466,058	1,506,763

※令和9年度以降の企業債・建設改良費等は、流域下水道編入を令和27年度と仮定した想定金額を含みます。

表 6.11 資本的収支計画3

(単位:千円)

区 分		年 度				
		令和11年度 2029年度 (推計値)	令和12年度 2030年度 (推計値)	令和13年度 2031年度 (推計値)	令和14年度 2032年度 (推計値)	令和15年度 2033年度 (推計値)
資本的 収入	1. 企業債	776,500	1,562,200	1,556,600	1,562,100	1,580,200
	うち資本費平準化債					
	2. 他会計出資金					
	3. 他会計補助金	48,519	26,509	26,459	26,489	26,499
	4. 他会計負担金					
	5. 他会計借入金					
	6. 国(都道府県)補助金	242,290	236,600	242,250	236,720	241,710
	7. 固定資産売却代金					
	8. 工事負担金	18,782	18,782	18,782	18,782	18,782
	9. その他	-	-	-	-	-
	計 (A)	1,086,091	1,844,091	1,844,091	1,844,091	1,867,191
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-
	純計 (A)-(B) (C)	1,086,091	1,844,091	1,844,091	1,844,091	1,867,191
	資本的 支出	1. 建設改良費	1,020,568	998,568	998,568	998,568
うち職員給与費		37,384	37,384	37,384	37,384	37,384
2. 流域下水道建設負担金		65,523	845,523	845,523	845,523	845,523
3. 企業債償還金		751,698	776,616	783,460	833,170	842,646
4. 他会計長期借入返還金						
5. 他会計への支出金						
6. その他		-	-	-	-	-
計 (D)	1,837,789	2,620,707	2,627,551	2,677,261	2,709,837	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		751,698	776,616	783,460	833,170	842,646
補填財源	1. 損益勘定留保資金	530,978	539,583	566,126	590,698	620,436
	2. 利益剰余金処分額	151,820	168,133	148,434	173,572	153,310
	3. 繰越工事資金					
	4. その他	68,900	68,900	68,900	68,900	68,900
計 (F)	751,698	776,616	783,460	833,170	842,646	
補填財源不足額 (E)-(F)		-	-	-	-	-
他会計借入金残高 (G)						
企業債残高 (H)		10,775,375	11,560,959	12,334,099	13,063,029	13,800,583

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度				
		令和11年度 2029年度 (推計値)	令和12年度 2030年度 (推計値)	令和13年度 2031年度 (推計値)	令和14年度 2032年度 (推計値)	令和15年度 2033年度 (推計値)
収益的収支分		1,473,370	1,506,330	1,529,926	1,605,762	1,636,181
	うち基準内繰入金	1,027,670	1,031,534	1,046,942	1,060,369	1,075,131
	うち基準外繰入金	445,700	474,796	482,984	545,393	561,050
資本的収支分		48,519	26,509	26,459	26,489	26,499
	うち基準内繰入金	17,043	17,345	17,602	17,584	18,165
	うち基準外繰入金	31,476	9,164	8,857	8,905	8,334
合 計		1,521,889	1,532,839	1,556,385	1,632,251	1,662,680

※令和9年度以降の企業債・建設改良費等は、流域下水道編入を令和27年度と仮定した想定金額を含みます。

第7章 計画の推進及び事後検証・更新

7.1. 協働の取り組み

三鷹市では、これまでもみちパートナー事業や公園ボランティア、まちあるき・ワークショップ、ワークショップ方式による公園づくりなど、都市基盤やまちづくりの分野においても協働の取り組みを推進してきました。

今後、下水道事業が維持管理から更新・再構築の段階へと移行していくにあたり、今まで以上に市民・事業者の下水道に関する理解と協力が必要となります。

そこで、広報活動や情報提供の充実を図り、下水道事業に関する各種情報を分かりやすく提供することにより、下水道の「見える化」を推進するとともに、市民等との協働によるサービスの向上に努めていきます。

市民・事業者の役割

- ・浸水被害の軽減や合流式下水道の改善、地下水の保全を図るため、敷地内に雨水浸透施設を設置し、雨水の地下への浸透と下水道への雨水の流出抑制に努めます。
- ・下水道へ排水する水質基準を遵守するとともに、油やゴミを下水道に流さないようにします。
- ・道路の落ち葉等を清掃し、雨水ますの詰まりを防止することにより、冠水や浸水の発生を抑制します。
- ・災害の発生に備え、非常持ち出し品や止水板等の準備、排水設備(ポンプ)の点検等を行います。
- ・節水に努め、下水道の汚濁負荷の抑制と下水処理に係る電力等の資源の枯渇防止に貢献します。

市の役割

- ・ホームページ等を通して、下水道事業の取り組みや財政状況について、情報提供を行い市民・事業者の下水道への理解と関心を深めます。
- ・雨水浸透施設の有効性や支援制度をPRし、雨水浸透施設の普及に努めます。
- ・既存住宅等への雨水浸透ますの設置に対して支援を行います。
- ・まちづくり条例に基づき、中高層建築物の建設や開発行為の実施にあたり、雨水浸透施設の設置や下水道施設の耐震化等の指導を行います。
- ・節水や適正な排水(油を流さないなど)について呼びかけを行います。
- ・工場や事業所等に対して水質管理の指導を行い、有害物質の下水道への流出を防止します。
- ・下水道の水質検査を実施し、河川等の環境保全を図ります。
- ・止水板を設置する市民に対し、工事費の一部を助成します。



7.2. 経費回収率の向上に向けたロードマップ

地方公営企業は、国から「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について(令和6(2024)年3月31日 国水下事第51号)」において、少なくとも5年に1回の頻度で、経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を記載したロードマップの策定が求められています。

本市における経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

表 7.1 ロードマップ

項目 \ 年度	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033
経営計画改定				改定				改定		
経営戦略期間	→									
使用料適正化に向けた検討※	→ 使用料適正化に向けた検討			→ 使用料適正化に向けた検討				→ 使用料適正化に向けた検討		
効率的かつ効果的な事業運営	→ 広域化・共同化、公民連携等の研究と活用、流域下水道への編入検討									

※:使用料適正化に向けた検討において、収支の状況から必要と判断された場合は、使用料改定を行います。

7.3. 事後検証・更新

将来にわたって、下水道事業が持続的かつ安定的に経営を行うためには、本計画の実効性を確保することが重要であり、進捗管理(モニタリング)を行う必要があります。

事業実施により得られた成果や効果を点検・評価し、必要な見直しを図っていく必要があります。「計画策定(Plan)－実施(Do)－検証(Check)－見直し(Action)」のPDCAサイクルを活用しながら、計画の推進を図っていきます。

また、第5次三鷹市基本計画の改定時期に合わせて、本計画についても検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。

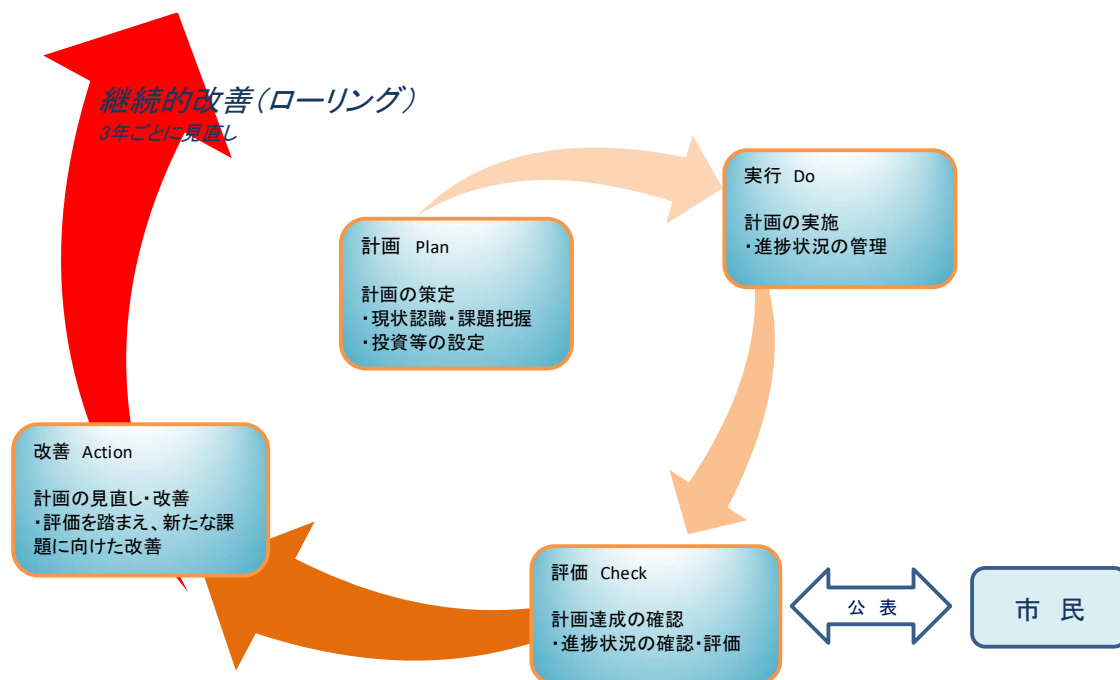


図 7.1 PDCA 概念図

【参考資料】用語解説

行	用語	説明
あ行	維持管理	処理場施設の運転、下水道施設等の保守、点検、調査、清掃等下水道等の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもの。(改築事業の効率化を目的として、計画的に実施する点検、調査、診断を含む)
	雨水	一般家庭や工場排水以外の降水による地表水や道路などの洗浄水などの排水。
	汚水	一般家庭や工場などから排出される汚れた水。具体的には台所や浴室などからの雑排水、水洗トイレからのし尿、工場や事業所から出される工場排水など。
	雨水浸透施設	雨水を地下に浸透させる施設。透水性舗装、雨水浸透ます、雨水浸透管、雨水浸透側溝などがある。下水管路への雨水流入量削減を目的とする。
	雨水貯留施設	下流の河川や水路の流下能力が不足する場合、雨水の一部を一時貯留(ピークカット)し、下流の流下量を減少させる施設。
	雨水流出抑制型下水道	雨水を貯留したり、浸透させることによって、河川や下水道への流出量を減少させたり、できるだけゆっくり流出させて、直接的に流出しないようにする下水道。
	か行	改築
可とう継手		不等沈下や温度変化などによる管の伸縮、振動などを吸収する目的で用いるたわみ可能な継ぎ手。
管きよ		下水を流下させる管。大抵は地下にあり適切な勾配を持ち、下水処理場まで下水を送る。
管更生		老朽化した管きよを修繕や改築によって機能を回復させること。
管路施設		管きよ、マンホール、ます、取付管、吐口等を含む施設の総称
企業債		地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債
基準内繰入		一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づくもの。
供用開始		下水道の使用が可能となること。
緊急輸送道路		災害応急対策の実施に必要な人員や物資の輸送を行うために指定された道路。
繰出基準		一般会計が負担すべき経費の算定基準のことをいう。公費と私費の経費負担区分における公費負担経費の基準を総務省が表したもの。
下水道台帳		下水道法で、その作成と保管が義務付けられた管路施設、ポンプ場施設、処理場施設の位置、構造、仕様等及び設置時期を記載した台帳。
建設改良費		経営規模の拡充を図るために要する諸施設の建設整備等、固定資産の新規取得又はその価値の増加のために要する経費
減価償却費		固定資産の減価を費用として毎年計上する処理を減価償却といい、この処理によって各年度の費用とされた減価額のこと。減価償却費を計上することで、原価から控除する形で資産価値を減少させるため、実態に近い資産価値を表示することができる。
減免補填金		三鷹市下水道条例及び同施行規則に基づき、生活保護世帯等に行っている下水道使用料の減免に対する一般会計からの減収補填金。
公営企業		地方財政法第5条第1項に基づき地方公共団体が特別会計を設けて運営される事業である。地方財政法により、上水道その他の給水事業、下水道事業、電気事業、ガス事業、軌道事業、自動車運送事業、船舶その他の運送事業その他について、この業態を取ることが指定されている。

行	用語	説明
	公共下水道	各家庭や事業所から出る下水を排除し、処理するために市が設置・管理する下水道。市が管理する下水処理場で下水を処理するものを単独公共下水道、都道府県が管理する流域下水道の下水処理場で下水を処理するものを流域関連公共下水道として区分される。
	公債費	市債の元利償還に係る経費を計上する予算科目。
	公衆浴場補填金	浴場汚水の下水道使用料単価は、汚水処理原価より低廉となっているため、その実費差額を一般会計より繰入している補填金。
	更新	改築のうち、対象施設の全部の再建設あるいは取り替えを行うこと。
	更生工法	古くなった既設管を更生材で被覆して、機能を回復させる工法。道路を掘らずに管きよを改築・補修することができる。
	高度処理	通常の下水処理より、さらに良好な水質を得るために行う処理。
	合流式下水道	汚水及び雨水を同一の管きよで排除し処理する方式の下水道。
さ行	市街化区域	都市計画法に規定されている都市計画の内容の一つで、「すでに市街地を形成している区域又はおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」のこと。
	事業計画	基本計画(全体計画)を実施するための年次ごとに定められた計画をいう。5～7年間で財政、執行能力などの点で実現可能な計画を策定する。
	資本的支出	企業の将来の経営活動に備えておこなう建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出
	修繕	老朽化施設又は故障若しくは損傷した施設を対象として、当該施設の所用の耐用年数内において機能を維持させるために行われるもの。
	処理区域内人口	下水処理が開始されている処理区域に居住する人口
	従量増増使用料体系	排水量が多くなるほど水量あたりの使用料が段階的に高くなる使用料体系。
	受益者負担金	都市計画法第75条第1項の規定に基づき、都市計画事業の経費に充てるため当該事業により利益を受ける者に費用の一部を負担させる制度。
	使用料単価	有収水量1m ³ あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示す。 [使用料単価(円/m ³)=使用料収入÷年間有収水量]
	処理区	一つの処理場で処理する区域を系統別に分割したエリア。三鷹市は、井の頭処理区、烏山処理区、東部処理区、野川処理区の4つにわかれている。
	浸水シミュレーション	一定の条件の降雨があると仮定して、その地区の特性を反映した流出・氾濫現象を解析すること。
	浸水ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものである。予測される災害の発生日、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。
	修繕	施設の機能が維持されるよう部分的に補強、取り替え等により修復すること。
	スクリーン	合流式下水道の雨水吐きに設置して、ゴミ類が河川に流出することを防ぐ施設。
	ストックマネジメント	持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。
	全体計画	下水道における全体計画はその地域の下水道の在り方を示すもので、おおむね20年先の将来を想定して策定される。また、この基本計画を基に、5～7年間で達成可能な事業量について事業計画(事業認可)を立案し、順次、事業を進めていく。
た行	多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画	多摩川、荒川の下水道整備に関する総合的な基本計画。本計画は、東京都区部・都下各自治体の下水道計画の上位計画であり、東京都が策定している。

行	用語	説明
	単独公共下水道	主として市街地における下水を排除・処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの。
	地方公営企業会計	地方公営企業法に基づき、発生主義に基づく会計処理や複式簿記などの企業会計方式で行われる会計。下水道事業については、地方公営企業法の適用は任意とされている。
	長期前受金戻入	固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合分を収益化したもので、現金を伴わない収益
	地方財政法	地方公共団体の財政の運営、国の財政と地方財政との関係などに関する基本原則を定め、もって地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを目的とした法律
	長寿命化	改築のうち、対象となる施設の既存の一部を活かしながら、部分的に新しくし、施設の使用期間を延ばすこと。
	点検・調査	点検とは、施設・設備の状態を把握するとともに、異状の有無を確認すること。マンホール内部からの目視や、地上からマンホール内にテレビカメラを挿入する方法等により、異状の有無を確認する。また、調査とは、施設・設備の健全度評価や予測のため、定量的に劣化の実態や動向を確認すること。点検と同様、管内に潜行する調査員による目視、下水道管きょ用テレビカメラを挿入する方法等により、詳細な劣化状況や動向を定量的に確認する。
	透水性舗装	地下に雨水が浸透できるような構造や材質を使用した舗装。
	独立採算制の原則	公営企業が、一般会計との適切な経費負担区分を前提として、その経営に要する経費は経営に伴う収入(料金)をもって充てなければならないこと。
	都市型水害	都市化の進展により、流域の土地利用形態が変化し、浸透域が減少することによって、雨水のピーク流出量の増大や流出形態の尖鋭化等により発生する水害。
な行	内水	一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域もしくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水。
	内部留保資金	減価償却費など、実際にお金の支出がない費用計上と、長期前受金戻入など、実際にお金の収入がない収益計上との差額によって生じた資金
は行	排水区	雨水の排水区域を排水先の河川ごとに分割した区域。
	ヒートアイランド現象	市街化の進展による緑地の減少やエネルギー消費の増大などによって、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。等温線を描くと、温度の高いところが「島」のように見えることから、ヒートアイランド(熱の島)と呼ばれている。
	不明水	汚水処理水から使用料対象水、区域外受入れ汚水その他の経費負担すべき者が明らかなものを除いたもの。
	分流式	汚水と雨水を別々の管路で排除する方式
	法定耐用年数	財務省が定めた資産ごとの耐用年数
や行	有収水量	使用料徴収の対象となる水量
	予防保全	寿命を予測し、異常や故障に至る前に対策を実施する管理方法
ら行	ライフサイクルコスト	新設、維持管理、改築、処分を含めた生涯費用の総計。
	流域関連公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、流域下水道に接続するもの
	流域下水道	2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管きょからなる。事業主体は原則として都道府県となる。
	流動資産	1年以内に現金化、費用化が可能な資産です。本計画では現金預金と未収金で推計している。
	流動負債	1年以内に支払の期限が到来する債務のこと。本計画では建設改良費に充てた企業債の翌年度の元金償還金、未払金で推計される。

三鷹市下水道経営計画2027(案)

発行年月／令和6年12月

発行／三鷹市

〒181-8555

東京都三鷹市野崎一丁目1番1号

編集／三鷹市都市整備部水再生課

TEL 0422-45-1151(代表)

TEL 0422-29-9747(直通)



三鷹市

MITAKA CITY